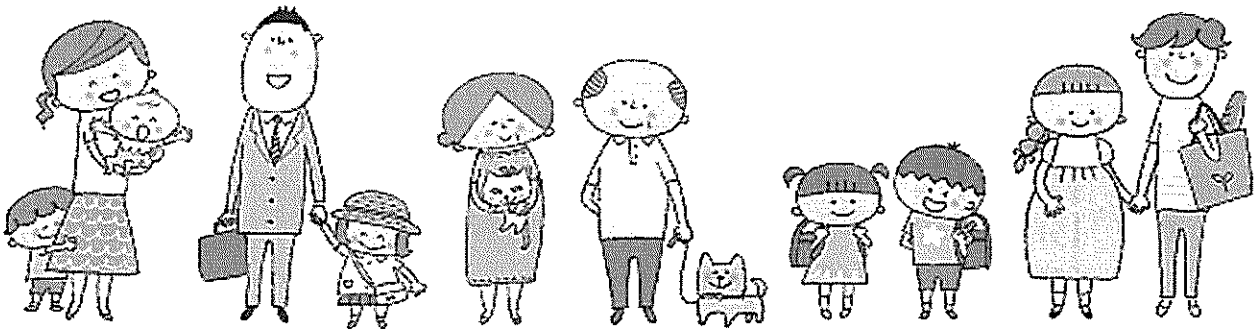


ふじえだ子ども・子育てスマイルプラン 21

藤枝市子ども・子育て支援事業計画

2015～2019



藤 枝 市

目 次

第1章	計画策定にあたって	1
第1節	計画策定の背景と趣旨	2
第2節	計画の位置付け	3
第3節	計画の期間	4
第2章	計画の基本的な考え方	5
第1節	基本理念	6
第2節	基本的な視点	7
第3節	施策分野	8
第4節	計画の体系	9
第3章	施策の内容	10
第1節	【分野1】子どもの健やかな育ちの確保	11
第2節	【分野2】育児不安の解消	15
第3節	【分野3】子育てと仕事の両立支援	19
第4節	【分野4】子どもと母親の健康の確保	23
第5節	【分野5】子育てに関する意識啓発	27
第4章	重点事業の5か年計画	32
第1節	幼児教育・保育施設の整備計画	33
第2節	放課後児童クラブの整備計画	37
第3節	地域子ども・子育て支援事業の実施計画	41
第4節	放課後子ども総合プランに基づく取り組み	50
第5章	子ども・子育て支援新制度に基づく事業展開	51
第1節	具体的な展開	52
第2節	新制度の事業体系	53
第3節	認定こども園の推進方針	54
第4節	スマイルプランの推進体制	55

第6章	子ども・子育てを取り巻く状況	56
第1節	市の人口	57
第2節	婚姻の状況	61
第3節	保育所、幼稚園、学校の状況	62
第4節	待機児童の状況	63
第7章	資料編	64
第1節	児童憲章	65
第2節	藤枝市子ども・子育て会議条例	66
第3節	藤枝市子ども・子育て会議委員名簿	68
第4節	計画策定の経緯	70
第5節	子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査結果	71
第6節	用語解説	84

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の背景と趣旨

子どもは、社会の希望であり、未来を創る力です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、子どもやその保護者の幸せにつながることはもとより、我が国を背負って立つ担い手の育成という将来への投資であり、社会全体で取り組まなければならない重要課題の一つです。

また、本格的な人口減少社会が到来し、少子化傾向が続く中、子どもを生み、育てたいという個人の希望が叶うようにすることが、現状を打破する第一歩であり、「社会全体で子ども・子育てを支援する」という、新しい支え合いの仕組みを構築することこそが、今を生きる我々が果たすべき役割となっています。

国は、新たな子ども・子育て支援の制度を創設し、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実に向けた取り組みを加速させています。

国と地域が同じ方向を向き一体となって取り組むことが大きな成果につながるとの観点から、本市では、良質な幼児教育と保育の提供と、地域での子育ての支援を総合的かつ計画的に推進する「ふじえだ子ども・子育てスマイルプラン21（藤枝市子ども・子育て支援事業計画）」を策定し、子どもの健やかな成長と、「子どもにとっての最善の利益」が実現される社会を目指します。

第2節 計画の位置付け

この計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけ、本市における幼児期の教育・保育及び地域における子育て支援施策の基本的な考え方や取り組みを明らかにするものです。

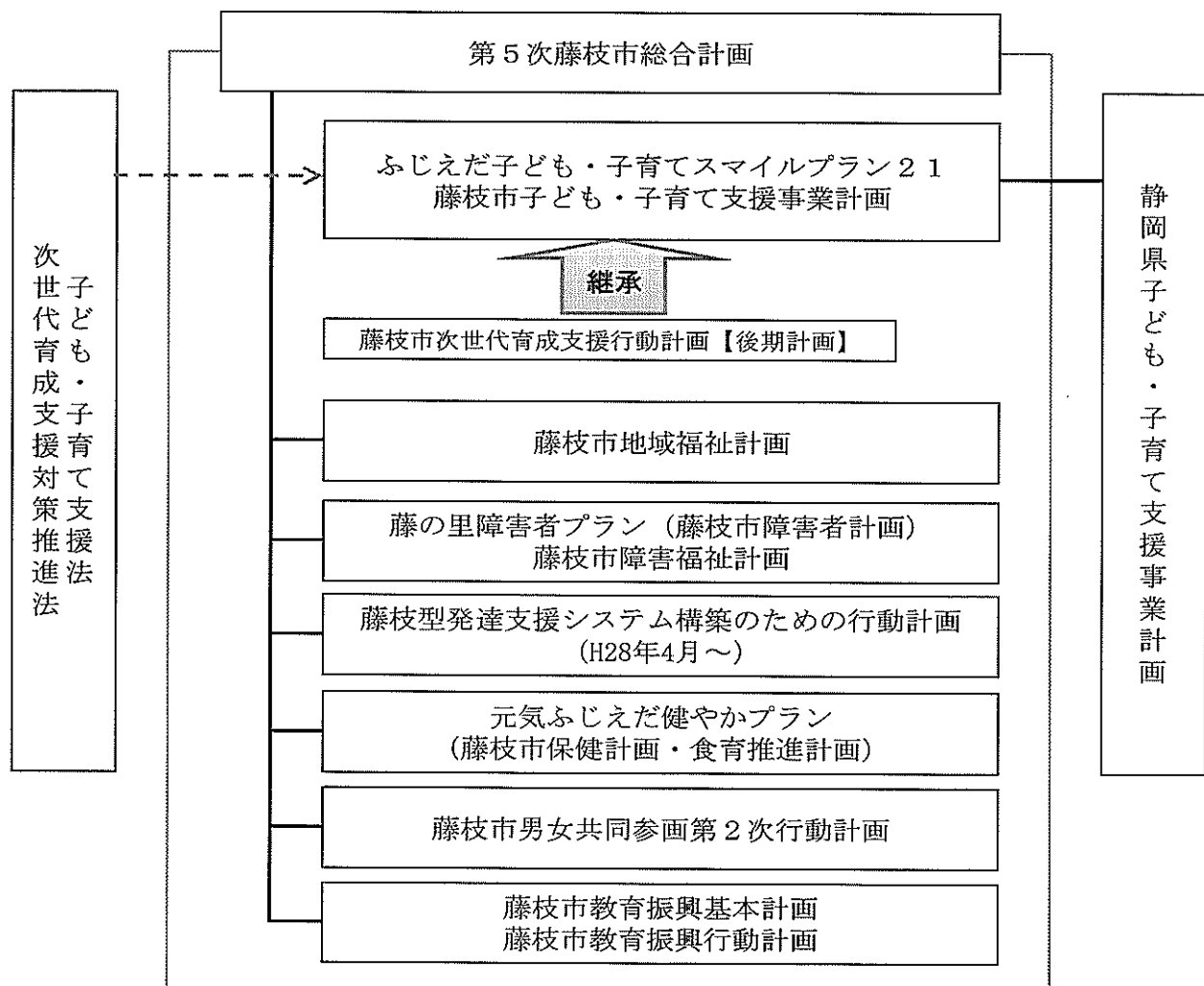
これまで取り組みを進めてきた藤枝市次世代育成支援行動計画【後期計画】に掲げた施策を継承するとともに、他の計画との整合性を図ることで、子どもとその家庭に関わる施策を体系化し、保健・医療、福祉、教育、住宅、労働、まちづくり等の様々な分野にわたり、総合的に展開します。

◇根拠法：子ども・子育て支援法

【第61条第1項】

市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

◇計画の関連性



第3節 計画の期間

この計画は、平成27年度を初年度とし、平成31年度を目標年度とする5か年計画とします。

	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	
第5次藤枝市総合計画	→							
ふじえだ子ども・子育て 支援スマイルプラン21	計画の策定	計画の期間						新計画
藤枝市次世代育成支援行 動計画【後期計画】	→		継承					
藤枝市地域福祉計画	→				→			
藤の里障害者プラン (藤枝市障害者計画)	→					→		
藤枝市障害福祉計画	→		→			→		
藤枝型発達支援システム 構築のための行動計画				→				
元気ふじえだ健やかプラ ン(藤枝市保健計画・食育推進計画)	→				→			
藤枝市男女共同参画第2 次行動計画	→					→		
藤枝市教育振興基本計画	→							→
藤枝市教育振興行動計画	→					→		

第2章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

子どもの未来を創る、子どもが未来を創る

“子どもの未来を創る”

子どもが歩み始めた人生という道は、まだ着色されていない真っ白な道であり、未来へと続く無限の可能性を秘めた道です。子どもがひとり人間として充実した道を歩んでいくためには、子どもの成長を見守るすべての大人が、子どもの無限の可能性を様々な形で支えていく必要があります。

子どもたち自身の夢や希望、子どもの幸せを願う保護者やその家族の思いが叶うよう、子どもの成長を全力で応援します。

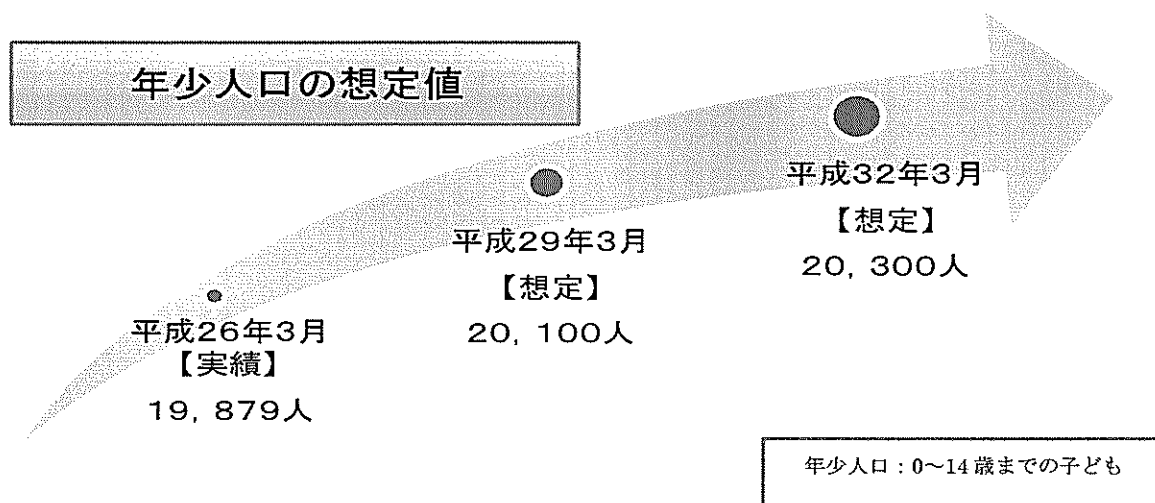
“子どもが未来を創る”

子どもの健やかな成長は、藤枝の将来への希望となるだけでなく、我が国全体の未来へとつながる大きな力であり、今後の藤枝、今後の日本を創るのは、今を生きる、そしてこれから生まれてくる子どもたちです。

子どもたちが抱く夢や希望を自らの力で叶えられるよう、全力で応援します。

本計画では、「子どもの未来を創る、子どもが未来を創る」の基本理念のもと、これまでの子ども・子育てに関する取り組みに更に磨きをかけ、子どもがすくすくいきいきと育つまち、子どもたちの笑顔がいっぱいのまちを目指します。

また、子育て世代が何代にもわたり多く住む、子育てがしやすいまちを目指します。



第2節 基本的な視点

1 子どもの視点【子どもが健やかに成長していくために】

子どもにとっての利益が最大限に尊重されるように配慮し、子どもの視点に立った取り組みを進めていきます。

また、子どもたちが夢や希望を持って自分でやり遂げる力（自立）や、思いやりの心を大切に支え合って生きる力（協働）を身につけることで地域に対する愛着を深め、大人になったとき本市で子育てをしたいと思ってもらえるようなまちづくりを進めます。

2 親の視点【親が安心して、子育てできるために】

子育ての一義的責任は、父母その他の保護者にあるとの認識を基本とし、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援を進めていきます。

また、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることで、子育てについての責任を果たし、親としての成長を支援していきます。

3 地域の視点【夢と希望を持ち続けられる社会の実現のために】

地域の一人ひとりが「子どもは地域全体で見守り、育てる」との認識を持ち、子どもの健やかな育ちと子育てを支えることの重要性について理解を深め、各々が積極的に役割を果たすことが必要です。

人がまちをつくり、まちが人を育むという視点から、人が家庭を築き、子どもを産み、育てたいという人々の夢や希望が叶えられるような社会の実現を目指します。

第3節 施策分野

基本理念の「子どもの未来を創る・子どもが未来を創る」のもと、次の5つの施策分野と20の施策により、計画を推進します。

【分野1】 子どもの健やかな育ちの確保

未来ある子どもたちの健やかな成長のために、乳幼児期における幼児教育や保育の充実、発達に課題をもつ子どもの育ちを支えるとともに、小学校就学後の教育環境の充実、安心・安全なまちづくりなどに取り組みます。

【分野2】 育児不安の解消

在宅で子育てをしている家庭、共働き家庭やひとり親家庭などの家庭環境にかかわらず、子育てをしているすべての家庭に対して、きめ細かに訪問・相談できる体制を整えるなど、保護者が社会から孤立しないよう地域、企業、行政が一体となって子育てが楽しくなる環境づくりに取り組みます。

【分野3】 子育てと仕事の両立支援

核家族や共働き家庭の増加、保護者の就労形態の多様化による多様な保育ニーズに対して、保育所及び放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の量的拡大に努めるとともに、保育所での一時預かりや病児・病後児保育などの保育サービスの充実に努めます。

また、男女がともに働きやすく、仕事と子育て・家庭生活が両立できる職場環境の改善や、男性に対する家事・育児支援等の推進などに取り組みます。

【分野4】 子どもと母親の健康の確保

安心して子どもを生み、育てられる環境の整備と合わせて、妊娠中から産後の切れ目のない支援に努めます。

また、出産を機にライフスタイルが大きく変化することから、子どもだけでなく、その家族の健康も支える取り組みを進めていきます。

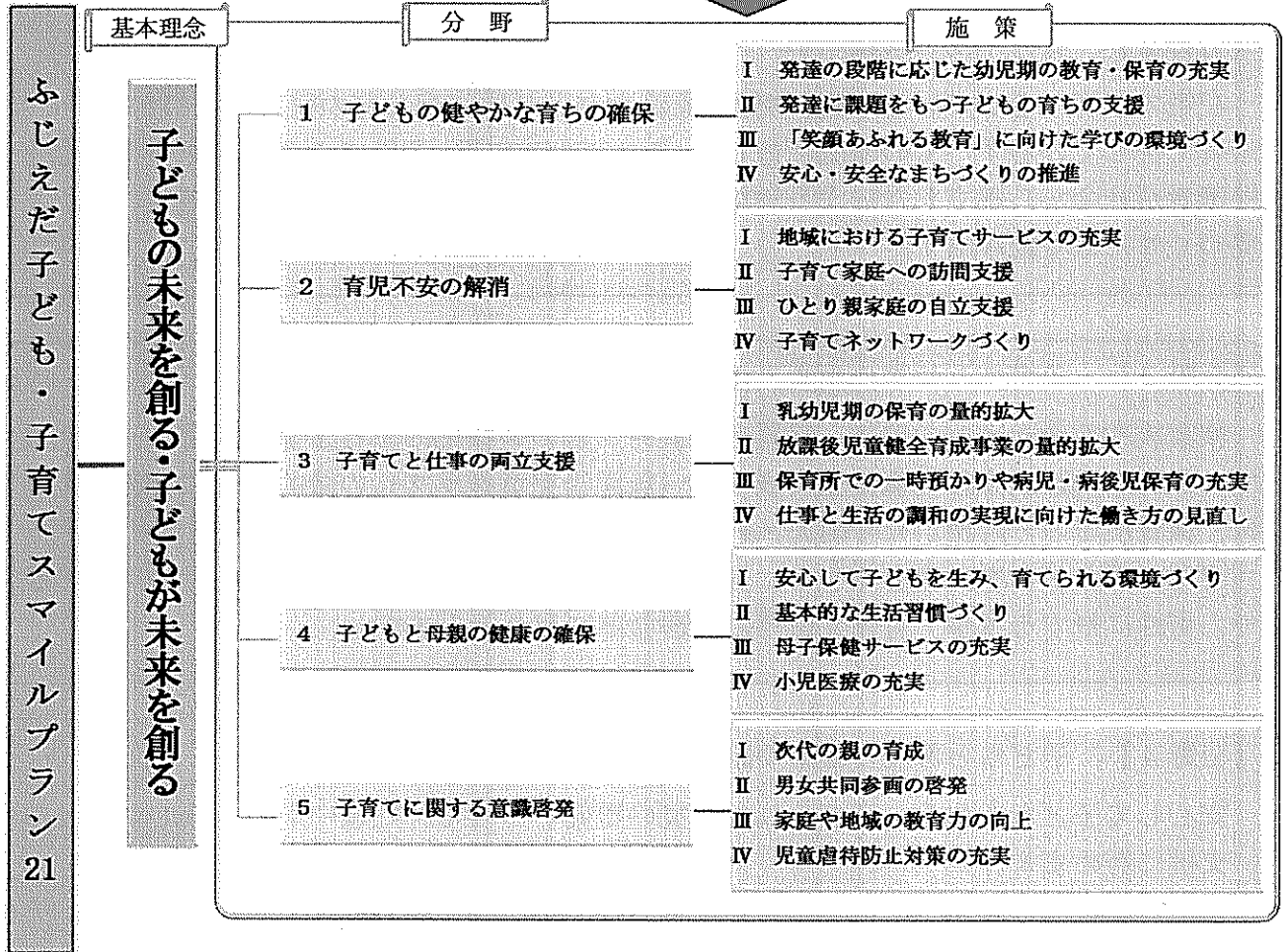
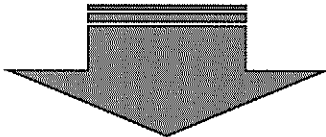
【分野5】 子育てに関する意識啓発

子どもを生み、育てることの喜びや意義、男女が協力して家庭を築き子どもを育てることの尊さについて、これから親となる世代の理解を深めることができるように、意識啓発の取り組みを進めていきます。

第4節 計画の体系

基本的な視点

- ◇子どもの視点
子どもが健やかに成長していくために
- ◇親の視点
親が安心して、子育てできるために
- ◇地域の視点
夢と希望を持ち続けられる社会の実現のために



第3章 施策の内容

第1節 子どもの健やかな育ちの確保 分野1

基本施策Ⅰ 発達の段階に応じた幼児期の教育・保育の充実

【現状と課題】

乳幼児期は、心情、意欲、態度、基本的生活習慣等、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期です。

乳幼児期の発達が連続性を有するものであるとともに、一人ひとりの個人差が大きいものであることに留意しつつ、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い幼児期の教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな成長のための環境の整備が必要です。

【施策の方向性】

幼稚園（確認を受けない幼稚園も含む）、保育所（小規模保育所、家庭的保育所、事業所内保育所を含む）及び認定こども園がそれぞれの特色を出しながら、乳幼児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定、他者への信頼感の醸成や他者との関わり、基本的な生きる力の獲得などが可能となる環境を各園が構築できるよう財政支援をします。

【具体的な取り組み】

（担当課：児童課）

No.	事業名	内容
1	乳幼児育成事業への補助	保育所、認定こども園に対し、乳幼児育成のため財政支援を行います。
2	特別保育事業への補助	保育所、認定こども園に対し、延長保育事業（時間外保育事業）のための財政支援を行います。
3	幼児教育推進事業への補助	幼児期の特性を踏まえ、生涯にわたる人間形成の基礎を培うとともに、小学校以降の教育の基盤をつくる教育環境の整備を図るため、幼稚園及び認定こども園に対し、幼児教育充実のための財政支援を行います。

基本施策Ⅱ 発達に課題をもつ子どもの育ちの支援

【現状と課題】

近年、幼児健康診査や各種相談の中で、発達面で課題を持ち、継続的な支援が必要な子どもが増えています。このような子どもたちは、集団生活でのつまずきがみられ、対応が難しくなっています。

発達相談の対象児に対して、個人の発達に合わせたきめ細やかな指導の実施が求められています。今後も関連機関と連携し、支援体制を整えることが必要です。

【施策の方向性】

療育教室の体制の見直しと内容の充実を図るとともに、子育て支援に関する関係機関との連携を強化し、各機関の特性を最大限に活かせる事業の体制づくりを検討します。

【具体的な取り組み】(担当課：自立支援課、児童課、子ども家庭相談センター、健康推進課、学校教育課)

No.	事業名	内容
1	発達相談業務の充実	心理判定員、保育士及び保健師が、言葉の遅れ等発達に課題をもつ子どもやその保護者と面接し、適切な指導と支援に努めます。 また、1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査で発達面において課題がみられる子どもとその保護者に対し保健師が、事後の相談を実施し、相談体制の充実を図ります。
2	子どもの保健福祉に関する実務体制の充実	藤枝市要保護児童対策地域協議会にて、子どもの保健福祉に関する実務体制の充実を図ります。
3	療育教室の推進	発達面において支援が必要な子どもとその保護者に対して早期療育の機会を提供し、保護者が子どもの発達状態を認識でき、適切な育児ができるように療育教室を行います。 また、未就園児を対象とする親子通園事業及び就園児を対象とする並行通園事業を実施するとともに、通園施設における療育支援の充実と関係機関との連携を図ります。
4	幼児への言語指導	言葉の遅れや発音、吃音等の言葉に関係した練習が必要な子どもとその保護者に対して、言語指導を行います。
5	巡回支援専門員による訪問	心理判定員または巡回専門員等が発達に課題をもつ子どもに対して、幼稚園、保育所、認定こども園等の訪問を行い、発達状態等を確認し、指導・助言を行います。
6	教育支援体制の整備	藤枝市就学支援委員会及び巡回相談等における教育相談や支援の充実を図るとともに、関係機関との連携を円滑に図りながら、適切な教育支援を行うための体制を整備していきます。
7	特別支援学級等に就学に対する経済的支援	保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力に応じ、学用品・通学用品購入費・給食費等、必要な援助を行います。
8	教員の資質向上による教育的支援	特別支援教育関連の講演会の実施や、特別支援コーディネーターの研修等を充実させ、教員の資質向上を図り、個々に対応した支援をしていきます。
9	放課後等デイサービスの充実	障害児相談支援利用計画に基づき、放課後等デイサービス事業の適正な支給に努めると共に、事業所の提供するサービスの質の向上に努めます。
10	発達支援体制の充実	幼児期から適切な支援を行うため、相談、心理判定、支援等の機能を持った体制の整備を進めます。
11	発達支援システムの構築	「藤枝型発達支援システム構築のための行動計画」の策定に基づき、保護者・保健・医療・福祉・教育・就労関係者・地域住民による支援ネットワークづくりを進めます。
12	幼稚園、保育所等における特別支援教育の充実	障害の有無に関係なく安心して育つことができる場所の実現を目指し、各園・各学校の人材育成により、スキルアップを図り、特別支援教育を促進させます。

基本施策Ⅲ 「笑顔あふれる教育」に向けた学びの環境づくり

【現状と課題】

子どもたちを取り巻く環境が大きく変化している中で、子どもが将来への夢や希望を原動力にして自らの強みや生きる糧となる「生きる力」を身につけられる教育、未来の藤枝市を担う頼もしい人づくりが求められています。全ての大人が子どもを慈しみ育てる体制を作り、教育環境の充実に努めることが必要です。

【施策の方向性】

子どもを中心に大人も学び合い、支え合う「笑顔あふれる教育」を推進します。子どもたちが様々な体験をとおして「新しいことを知る喜び」「分かる喜び」「仲間と共に学ぶ喜び」を体験できるよう、家庭、地域、学校等がそれぞれの役割を果たしつつ連携し、市民だれもが学び合い、学びの環境日本一のまちづくりを推進します。

【具体的な取り組み】

(担当課：教育推進室、学校教育課、生涯学習課)

No.	事業名	内容
1	特色ある教育活動の充実	就学前の子どもに対しては、地域の特性や各園の特色を活かした教育活動を行い、個人の育成の充実に図ります。また、学校教育でも、児童生徒の実態や地域の特性を踏まえ、キャリア教育や幼保小中連携事業等の実施、国際感覚や生きた英語力を身につけて、豊かなコミュニケーション能力を育成します
2	確かな学力の育成と環境整備	学力向上講演会等の教員研修やふじえだ教師塾による教員の専門性の強化や、ICT等を活用した環境の整備により、学ぶ意欲を高める授業を行います。
3	「ふじえだマナー」の推進	子どもが「当たり前のこと」が当たり前でできることを身につけるため、優しさや思いやりの心を育てる「ふじえだマナー(マナーブック)」を作成し、家庭・学校、地域が共通認識を持って、規範意識の熟成や豊かな心の育成に取り組みます。
4	対人関係力、創造力及び問題解決力の育成	プレイパークなどの遊びや、異年齢交流での読み聞かせ、ピア・サポート活動等、様々な体験・交流をとおして、創造力やコミュニケーション力、問題解決力の育成を図ります。
5	非行や不登校の相談体制の充実	非行や不登校に対する専門的な相談体制を強化し、対人関係力の育成のために、学校、家庭、地域等の関係機関とのネットワークづくりを推進します。
6	学校図書館の充実	すべての学習の基礎となり豊かな心を育む読書活動を推進するために、全校に配置した学校図書館司書と教員との連携を密にし、図書館運営のさらなる充実に図ります。
7	学校におけるスポーツ環境の充実	小学生版の体づくりメニュープログラムを作成し、体育授業での実践、体力向上キャンペーン、体力アップコンテストや新体力テスト等に各学校が取り組みながら、体力の増進を図ります。
8	わくわく科学教室	子どもたちが科学に興味を持ち、自ら学ぶ意欲や関心が高められるよう、静岡大学教育学部と連携し、大学生が講師を勤める科学体験教室を開催します。

基本施策Ⅳ 安心・安全なまちづくりの推進

【現状と課題】

誰もが安心して暮らせる環境を整えることは、妊産婦、乳幼児連れなどの子育て支援の視点にとどまらず、高齢者、障害者などを含めたすべての人が快適に生活できる環境整備に向けた課題となります。また、事故等を未然に防止できるよう、危険要因の把握と対策の実施に努めていく必要があります。

【施策の方向性】

すべての人が安心して利用できるよう、公共施設などのバリアフリー化を推進するとともに、子どもを含め、市民の防犯に配慮した地域に親しまれる公園の整備に努めます。

また、子どもたちを犯罪などの被害から守るため、市民による子どもの見守り活動を支援し、防犯灯の設置促進を図ります。

さらに、子どもや親子などが安心・安全に通行することができるよう、歩道の整備など道路交通環境の向上に努めます。

【具体的な取り組み】

(担当課：協働政策課、道路課、河川課、建築住宅課、学校教育課)

No.	事業名	内容
1	幅の広い歩道の整備の推進	藤枝駅周辺にあんしん歩行エリア内において、準特定経路のバリアフリー化を進めていきます。また、社会資本整備総合交付金事業により、市道内瀬戸大西町線、葉梨稲葉線、高柳大富線の道路整備を行い、歩道を新設し、歩行者の安全を確保します。
2	交通バリアフリー事業の推進	歩行者優先の交通規制を行い、歩行者にやさしい交通環境の整備を進めます。(あんしん歩行エリア)
3	公園・河川等の整備	公園の整備、河川の環境整備を推進していきます。
4	ふれあい広場の利用促進	地域住民が利用しやすいよう、環境整備を行います。
5	公共施設等のバリアフリー化の促進	多くの人々が利用する公共的な施設や学校施設について、バリアフリー化への指導と実施を進めます。
6	地域防犯活動の推進	子どもを犯罪などの被害から守るために、地域における防犯灯の設置促進や見守り活動の支援を図ります。
7	シックハウス対策の推進	公共施設等の建設にあたり、シックハウス対策に適合した材料等を使用します。
8	通学路の安全対策	家庭・地域・学校等が連携し、通学路の安全点検を行います。
9	交通安全日本一推進事業	「交通安全日本一」の都市を目指して、交通安全関係機関と連携し、各季の交通安全運動をはじめ、交通安全教室や街頭指導、啓発活動等を展開し、全世代の交通安全に対する意識向上を図ります。
10	住宅の確保に関する情報提供等の推進	県営・市営住宅の案内をするとともに、市ホームページにおいて市営住宅の情報を発信します。

第2節 育児不安の解消

分野2

基本施策Ⅰ 地域における子育てサービスの充実

【現状と課題】

少子高齢化や核家族化が進み、就労形態の多様化が進展する中においては、従来のように地域の人々が互いに助け合って子どもを育てることが難しい状況になっており、子どもを安心して育てるためには、地域で子育てを支援する取り組みが重要になっています。

本市では、育児不安についての相談や子育てサークル等への支援を行う地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター事業）や、地域で育児に関する相互援助活動を行う子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）に取り組んでいます。

これらの事業がより身近なものとなるよう、地域に出向く積極的な活動や支援を行う人材の確保を図るとともに子育て家庭への周知が必要です。

【施策の方向性】

専業主婦家庭やひとり親家庭などを含めたすべての子育て家庭が、安心して子育てができるよう、地域における様々な子育て支援サービスの充実を図り、“子育てするなら藤枝”のイメージづくりに努めます。

【具体的な取り組み】

(担当課：児童課、生涯学習課 関係団体：藤枝市私立幼稚園協会)

No.	事業名	内容
1	地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター事業）の充実	地域子育て支援センターにおいて、親子の交流の場を提供し子育てに関する情報提供、相談や援助を行い、子育て支援の充実を図ります。 また、地域子育て支援センターがさらに身近なものとなるよう「子育てフェスタ」の開催や「はじめての赤ちゃん講座」を行います。
2	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の充実	育児の援助を受けたい人が、援助を受けたいときに受けられるとともに多様な依頼に対応するため、援助を行う人の増加を図り支援体制の充実を図ります。 また、発達に課題をもつ子どもについても、一時的な預かりなどの育児の援助を行います。
3	藤枝おやこ館運営事業への支援	親子が自由に遊べる場所の提供、子育て中の親の悩みや子どもの悩み相談などの事業を行う「藤枝おやこ館運営協議会」に対し、事業実施のためのサポートや財政支援を行います。
4	蓮華寺池公園体験学習施設の整備及び活用	蓮華寺池公園体験学習施設のリニューアルに伴い、子ども用の遊具を設置し、親子がふれあえるとともに、子どもたちがのびのびと安心して遊べる場所へと整備し、全天候型の遊びと教育の場として活用します。

5	情報提供の充実	子育て家庭が必要とする情報を、子育て支援サイト「ママフレ藤枝」「子育てガイドブック」「幼児教育・保育ガイド」「健康カレンダーweb版」などで迅速な情報提供に努めます。
6	“子育てするなら藤枝”の推進	子どもと子育てに関する事業やイベントを子育て月間として集中的に開催するなど、多様な施策を広くPRし、「子育てしやすいまち藤枝」のイメージ定着に努めます。
7	幼稚園、保育所、認定こども園の子育て支援	幼稚園、保育所、認定こども園では、地域の子どもたちに園庭を開放し、幼稚園と認定こども園では、未就学児の親子登園、育児相談なども行います。
8	就学の援助	経済的な理由により就学困難な世帯に対して、学用品、給食費等、必要な援助を行います。
9	託児ボランティアサークルの活用	子育て中の親を対象とした学習会や行事に参加しやすくするため、託児ボランティアサークルを活用し、子育て中の親が学習会などに気軽に参加できるよう努めます。
10	放課後子ども教室の充実	小学生を対象に、放課後及び週末にスポーツ・文化活動などの体験や異学年・地域住民との交流を実施しており、今後も内容などの充実を図ります。
11	しずおか子育て優待カード事業の推進	子育て家庭を地域、企業、行政が一体となって地域全体で支える機運を高めるため、協賛店舗の拡大に努めます。

基本施策Ⅱ 子育て家庭への訪問支援

【現状と課題】

産後間もない時期など、母子ともに不安定な時期においては、身近な者による支援を求めることが本来の姿ですが、核家族化などにより支援を求めにくい状況にあることから、育児や家事の援助、技術的指導を行うことが必要です。

【施策の方向性】

子どもが誕生することで、家庭生活に大きな変化が起こり、精神的にも肉体的にも疲労することから、保育士が家庭を訪問し、沐浴、オムツ交換、子育てについての助言など行います。

また、養育の支援が特に必要な家庭に対しては、養育支援員を派遣し、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援を行います。

【具体的な取り組み】

(担当課：児童課、子ども家庭相談センター、健康推進課)

No.	事業名	内容
1	育児サポーター派遣事業による育児支援	生後6か月までの乳児をもつ家庭に訪問し、離乳食の作り方の指導、遊びや体操の方法、沐浴の手伝い、健診への付き添いなど、出産後間もない母親が安心して子育てができるように保育士が育児支援をします。

2	養育支援訪問事業の育児支援	妊娠期からおおむね出産後1年以内にある育児不安などにより、継続的支援を特に必要とする家庭に対し、訪問による養育の支援を行い、養育者の育児不安等の軽減を図ります。
3	乳幼児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）による育児支援	生後4か月までの乳児をもつすべての家庭を訪問し、子どもの発育の確認や育児に関する相談や指導、必要なサービスの情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言、支援が必要な家庭に対しては適切な支援を行い、母子保健における指導・育児支援をします。

基本施策Ⅲ ひとり親家庭の自立支援

【現状と課題】

離婚の増加等により、ひとり親家庭等が急増している中で、子どもの健全な育成を図るためには、自立及び就業の支援に主眼を置き、地域のひとり親家庭等の現状に合わせた子育てや生活支援策や就業支援策、養育費の確保策、経済的支援策など、総合的な対策を適切に実施していくことが必要です。

【施策の方向性】

ひとり親家庭の子どもの健全な育成を図るため、ひとり親家庭に対する各種支援策の推進を図り、自立のための経済的支援や就労支援、相談事業の充実に努めます。

【具体的な取り組み】

(担当課：児童課、子ども家庭相談センター、産業集積推進課)

No.	事業名	内容
1	生活支援の促進	母子・父子家庭等の生活の安定と自立の促進を助け、子どもが心身ともに健やかに成長に寄与するため、「児童扶養手当」の支給をします。 また、母子・父子家庭の経済的支援を目的として、保険給付の対象となる医療にかかった時に、「母子家庭等医療費」の支給をします。
2	就労支援の促進	就業意欲を持って特定の職業訓練等を受講する場合に、資金的援助を行う「母子家庭等自立支援給付金事業」を実施し、直接的に就業に結びつくよう支援します。 また、公共職業安定所などの紹介により、ひとり親家庭の母と父を雇用する中小企業の事業主に助成金を交付する「高齢者等雇用奨励金」を実施し、ひとり親家庭の就労を雇用する側からも推進します。
3	相談体制の充実	家庭児童相談員や女性の相談員を配置し、子どもについての悩みを持つ保護者等の相談に応じ、解決のための適切な助言や指導を行っています。特に、子どもの非行や不登校、家庭内や学校での人間関係など、問題解決のためのアドバイスや指導を行います。

4	母子生活支援施設への措置	配偶者からの身体的暴力や精神的暴力により、離婚したひとり親家庭の自立に向けて、各制度の周知、心のケア・サポートの実施など、きめ細やかな支援を充実します。
5	勤労者教育貸付資金	藤枝市に居住する勤労者又はその子弟が大学等に進学し、又は在学するために要する費用に充てるための「勤労者教育資金貸付制度」を実施します。

基本施策Ⅳ 子育てネットワークづくり

【現状と課題】

子育てを行っているすべての家庭に対し、質の高い子育て支援サービスを提供していく上で、地域と行政の協働による子育て支援サービスのネットワークを形成していくことが重要な課題となります。

また、児童虐待や非行・不登校・発達障害等の保護や支援が必要な子どもやその家庭を支援していくために関係機関との連携を図り、支援ネットワークの構築をしていくことが必要です。

【施策の方向性】

子育て家庭に対して、子育て支援サービスや保育サービスを効果的・効率的に提供するとともに、サービスの質の向上を図るため、子育て支援サービスなどに関連する関係機関や施設のネットワークの形成を促進するとともに各種の子育て支援サービスなどが、利用者に十分周知されるよう情報提供に努めます。

【具体的な取り組み】

(担当課：福祉政策課、児童課、学校教育課、生涯学習課)

No.	事業名	内容
1	子育て情報の提供	親同士が情報交換できる場を提供し、仲間づくりを支援します。
2	子どもの保健福祉に関する実務体制の充実(再掲)	「藤枝市要保護児童対策地域協議会」にて、子どもの保健福祉に関する実務体制の充実を図ります。
3	子育てサロンの実施	各地域で子育て中の親子を支えるため、親同士、子ども同士がふれあえる場として市内6か所にて開設しており、今後も推進に努めます。
4	世代間交流の推進	生涯学習センターや地区交流センターのふれあいまつりなどを開催します。
5	非行防止活動等ネットワークづくり	地区補導員の街頭補導実施や、青少年問題協議会、青少年健全育成推進会議、スクールサポーターとの連携による非行防止啓発活動の推進及び青少年相談を行います。
6	子育てコンシェルジュによる情報発信	幼稚園、保育所、認定こども園、地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談、助言を行います。

第3節 子育てと仕事の両立支援 分野3

基本施策Ⅰ 乳幼児期の保育の量的拡大

【現状と課題】

乳幼児期の保育定員の拡大にあたっては、保護者の多様な生活実態及び意向を十分に踏まえて、その提供体制を整備し、地域の実情に応じた取り組みを行うことが必要です。

ニーズ調査では、日頃、祖父母等の親族や友人・知人に子どもを預かってもらうことが出来ない保護者が9.2%おり、それらの保護者に対する支援が求められています。

【施策の方向性】

子どもの健やかな成長に寄与していくことはもちろん、保護者のニーズを十分に踏まえて、保育の定員の確保を計画的に行います。

【具体的な取り組み】

(担当課：児童課、産業集積推進課)

No.	事業名	内容
1	認可保育所の増設	ニーズ調査結果に基づき、保育の量の見込みに対する必要量を確保すべく、認可保育所を増設し、保育定員の確保に努めます。
2	認定こども園の増設	保育の量の見込みに対する確保方策として、幼稚園の認定こども園化に取り組み、保育定員の確保に努めます。
3	小規模保育の創設	3歳未満の保育需要が高い地域に小規模保育事業所を創設し、3歳未満児の保育定員の確保に努めます。 なお、小規模保育事業所には、保育の質の確保の観点から、保育に携わる職員は保育士資格を有する者であることを求めています。
4	家庭的保育（保育ママ）の拡大	3歳未満の保育需要が高い地域に家庭的保育事業所を創設し、3歳未満児の保育定員の確保に努めます。 また、家庭的保育者の確保に向けて、家庭的保育者養成研修会を開催します。
5	事業所内保育の増設	出産後の円滑な職場復帰と優秀な人材の確保が図れる事業所内保育所の設置を事業所に働きかけます。 また、保育所運営が安定的に行えるよう、地域住民の定員枠を設けるとともに、保育所の情報発信にも努めます。
6	保育士の確保	保育士を確保するため、国や県、近隣の大学等と連携し、保育士の処遇改善を図りながら、保育士の確保に努めます。

基本施策Ⅱ 放課後児童健全育成事業の量的拡大

【現状と課題】

女性の社会進出の増加に伴い、小学生が放課後に子どもだけで過ごす家庭が増えているため、子どもの安全な居場所づくりが求められています。

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）では、小学校の放課後、夏休み、冬休みといった長期休業期間や土曜日に保護者の就労等の理由によって留守家庭となるおおむね小学校3年生までの子どもの健やかな成長を図るため、小学校敷地内に家庭に代わる生活の場を提供しています。

【施策の方向性】

放課後児童クラブは、「地域の子は地域で育てる」の基本理念に即し、地域と児童クラブ指導員が連携を図り、子どもの安心・安全な居場所の確保や保護者の子育てと仕事の両立を支援するなど、放課後児童対策として重要な役割を果たしています。

こうした中、児童福祉法の改正に伴い、対象児童が小学校6年生まで拡大されたため、利用ニーズの増加が見込まれます。

このため、施設面では、保護者ニーズを的確に捉え、計画期間の最終年度である平成31年度には、利用ニーズの全てを満たすよう順次、施設整備を進めます。

また、運営面では、有能な指導員の確保や定着化に向けた策を講じ、適正な指導員配置のもと、質の向上に努めます。

【具体的な取り組み】

(担当課：児童課)

No.	事業名	内容
1	小学校余裕教室の確保	子どもの放課後等の安心・安全な居場所を確保するため、小学校施設の活用状況について教育委員会部局と定期的に情報交換を行い、小学校余裕教室などをこれまで以上に活用していきます。 また、畳やカーペット、カーテンを設置するなど、子どもが家庭的な雰囲気の中で生活できるよう改修します。
2	専用施設の整備	校内の余裕教室が確保出来ない場合には、小学校敷地内や既存の社会資源を有効に活用して、子どもが生活しやすい専用施設を計画的に整備します。
3	規模の適正化	子どもの安全な生活が保たれるよう、利用者が多い大規模な放課後児童クラブを分割するなど、規模と指導員配置の適正化を図ります。
4	指導員の確保と質の向上	事業の受託者と連携し、有能な指導員の確保や定着化に努めるとともに、専門的な研修によって知識や技能を身に付けられるよう、指導員全体の資質向上に努めます。
5	地域子育てサポーターの活用	放課後児童クラブの具体的活動の補助を行う地域子育てサポーターを積極的に活用し、食農・自然体験など地域ごとに特色ある活動を推進します。

基本施策Ⅲ 保育所での一時預かりや病児・病後児保育の充実

【現状と課題】

一時預かりは、保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が一時的に困難となった乳幼児について、保護者からの要請により保育所において一時的に保育するものですが、集団での保育が基本であることから、体調が良好である乳幼児に限るものです。

一方、病児・病後児保育は、子どもが病気等の回復期や回復の途上にある場合などに、入院治療は必要ないものの集団保育が困難な期間において、保護者が仕事を休むことができない場合に限って、医療機関や保育所に併設した施設で子どもを預かるものです。

一時預かりの実施状況は、一時預かり専用室での保育と、在園児と混合での保育とがありますが、保育所は高い保育需要によって満員状態であることから、保護者の要請をすべて受け入れることは不可能な状況です。

病児・病後児保育の現状は、藤枝保育園と藤枝聖マリア保育園において病後児保育は行われていますが、市内には病児保育を行っている施設はなく、一時預かりも含め、十分な供給体制が整っているとは言えない状況です。

【施策の方向性】

子育てと仕事の両立を支援するためには、保育所や放課後児童クラブの充実だけでなく、一時預かりや病児・病後児保育の充実は欠かせない施策であることから、保育所などの関係施設に働きかけを行います。

【具体的な取り組み】

(担当課：児童課)

No.	事業名	内容
1	一時預かりの受け入れ態勢の充実	新たに開園する保育所や増改築する際に、一時預かりの部屋やスペースの確保を関係施設に働きかけを行います。
2	病児保育の実施	病児保育の実施に向けて、医療機関への働きかけを行うとともに、病児保育専用の保育室の確保に努めます。
3	病後児保育の継続実施	藤枝保育園と藤枝聖マリア保育園に対して、病後児保育の継続実施を要請します。

基本施策Ⅳ 仕事と生活の調和の実現に向けた働き方の見直し

【現状と課題】

子育て期の親を取り巻く課題のひとつとして、仕事を持つ多くの人が仕事中心の生活により、家庭で過ごす時間が少なくなっていることがあげられます。子育て期、また老親の介護等に追われる中高年期といった人生の各段階におけるニーズにも対応して、誰もが安心して働き続けることが可能で、多様な働き方を選べる「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現に向け、企業や地域に対して働き方の見直しや意識改革を主体的に働きかけていくことが必要です。

【施策の方向性】

職業生活と家庭生活のバランスがとれ、多様な働き方を選択できるよう、男女共同参画の取り組みを通じて、子育て意識の向上を図ります。

また、職場優先の意識や固定的な性別役割分担にとらわれず、男女がともに子育てできるように、事業主や就業者に対する意識啓発及び環境づくりを推進します。

【具体的な取り組み】

(担当課：男女共同参画課、産業集積推進課)

No.	事業名	内容
1	仕事と生活の調和を実現している企業への社会的な評価の促進	男女共同参画の推進に積極的な市内事業所を募集し、認定を行います。 認定事業所の取り組みを広く紹介して、企業の意識高揚と就業環境づくりを推進します。
2	多様な働き方の広報・啓発の充実	事業主を対象にした啓発事業の実施、事業主向け啓発チラシの作成を行います。
3	労働者等の雇用の継続及び再就職の促進	労働者の「仕事と介護の両立」を支援する法律として「育児・介護休業法」があり、この制度を利用できるよう周知・啓発を行います。

第4節 子どもと母親の健康の確保 分野4

基本施策Ⅰ 安心して子どもを生み、育てられる環境づくり

【現状と課題】

少子化が進む中、近年、高齢やストレス等を抱える妊婦や就労している妊婦が増加傾向にあります。母体や胎児の健康確保のため、妊婦健康診査を受ける重要性や必要性が高く、健診を受けやすい環境も必要となっています。

また、子どもを持ちたいと望み、不妊治療を受けている夫婦に対しても、経済的負担の軽減を図るため、さらなる支援に取り組んでいくことが必要です。

【施策の方向性】

妊娠期から出産期を通じて母子の健康が確保され、経済的な負担を軽減し、安心・安全な出産ができるよう健康診査の充実と事後支援体制を整備します。

また、妊娠・出産の不安や悩みについては、仲間との交流の場を提供し、支援に努めます。

【具体的な取り組み】

(担当課：健康推進課)

No.	事業名	内容
1	妊婦に対する出産準備教育や相談の場の充実	妊婦に対する生活指導・相談の場の提供、母体の変化による異常の早期発見と事後支援体制の整備を図ります。
2	妊娠中の健康診査の充実	妊娠中の健康診査費用について、経済的な負担を軽減するために公費負担で行います。
3	産前・産後の支援体制の充実	「パパママ教室」にて出産準備、育児知識の教育、父性意識の向上や同時期分娩予定の妊婦との交流の場を提供し、仲間づくりを支援します。
4	不妊治療の支援体制の充実	医療保険が適用されない人工授精・体外受精・顕微鏡授精を受けた夫婦に対し、費用の一部を助成します。
5	妊婦に対する相談の場の充実	妊娠届出時から妊婦に対する生活指導や相談を実施し、安心・安全な出産を迎えられるよう関係機関との連携による支援の充実を図ります。

基本施策Ⅱ 基本的な生活習慣づくり

【現状と課題】

幼児期、学童期では毎日朝食を食べる割合は高いものの、年齢が上がるにつれて朝食の欠食率が増加傾向にあります。年々就寝時間が遅くなっているなど生活リズムの乱れもあり、規則正しい食習慣・生活習慣づくりが必要です。

また、外遊びをする子どもが減少しており、幼児期からテレビ等の視聴時間が長く、学齢期になるとゲーム・ネット等のメディアの影響を受けやすい傾向があるなど、健康な心と体を育てる環境を整えることが必要です。

【施策の方向性】

乳幼児期からの基本的な生活習慣づくり、乳児期からの早寝早起きの生活リズムを確立し、メディア対策など、乳幼児期から思春期までライフサイクルに応じた学習機会や情報提供を充実します。

また、親子ともに心身が健康で豊かな生活を営むために、家庭・地域・幼稚園・保育所・認定こども園・学校・職場等あらゆる場において、学習・体験活動を通じ、食の知識や食の大切さへの理解を深めるための「食育」を推進します。

【具体的な取り組み】

(担当課：スポーツ振興課、児童課、健康推進課、学校教育課、学校給食課 関係団体：藤枝市私立幼稚園協会)

No.	事業名	内容
1	幼稚園や認定こども園等と連携したメディア対策の推進	各幼稚園や認定こども園が取り組む「おやこんぼ事業」について、市内の保育所等に情報提供し、その普及を図ります。
2	食に関する学習機会や情報提供の推進	「食生活相談」「パパママ教室」等にて、市民を対象とした食に関する学習機会や情報提供の充実を図ります。 また、児童、生徒の発達段階に応じた食に関する学習機会や栄養に関する情報提供に努めます。 家庭教育学級では「食育」についての学習会を開催します。
3	乳幼児から発達段階に応じた食に関する学習機会や情報提供の推進	「離乳食教室」「6か月すこやか相談」等での食生活相談の体制を整備します。 また、子育て中の保護者への「食育」をテーマにした出前講座を行います。
4	食事づくり等の体験活動の推進	子どもが実際に料理をする機会を増やすために藤枝市健康づくり食生活推進協議会による「親子料理教室」や管理栄養士による「食育講座」を行います。 地区交流センターにおいても子どもを対象にした料理教室を開催します。
5	地産地消を基にした食育の推進	学校給食食材への地場製品の活用を図るとともに、料理等を体験する機会の提供時には地域の食材を積極的に取り入れることに努めます。 保育所においては毎月1回「地場食材の日」を設定し献立メニューに取り入れていきます。
6	食物アレルギーをもつ児童・生徒に給食の情報を提供	児童・生徒に対してアレルギー調査を実施するとともに、給食で使用する食材の食品成分等の情報を提供します。
7	食物アレルギーに関する知識の向上	保育所や放課後児童クラブ等の給食に係る職員に対して、食物アレルギーに関する知識向上のための情報提供や研修会を開催します。
8	体力づくりの視点に立った指導	体力、運動能力調査の結果を踏まえ、各校において児童生徒のバランスのとれた体力づくりの視点に立った指導を進めます。
9	キッズサッカーの普及	市内の幼稚園、保育所等を対象とした教室や大会を開催します。 また、日本サッカー協会が行うポット苗芝生化モデル事業などを活用し、園庭の芝生化を推進します。

基本施策Ⅲ 母子保健サービスの充実

【現状と課題】

核家族化や地域のつながりの希薄化に伴い、子育てに不安を感じる親や育てにくさを感じる親も増え、育児支援の要望も増加しています。子どもが健やかに育つためには、就学までの間、一貫した健康に関する支援体制が必要です。

また、就寝・起床時間の遅れや食生活の変化に伴い、生活リズムが乱れている子どもが増えてきています。子どもの発達に応じた遊びや運動が、心と身体の成長を促すことや、基本的な生活習慣を整えることの大切さについて認識できるように支援していく必要があります。

【施策の方向性】

生後4か月までの乳児に対する全戸訪問を行い、発育の確認、子育てに関する相談や情報の提供等を行います。乳幼児健康診査未受診者に対しては家庭訪問を行い、受診勧奨に努めるとともに、虐待などの早期発見・対応につなげていきます。

また、多様なケースに対応できるよう、スタッフの充実と資質向上に努め、各種健康診査・健康相談事業の体制の見直しと内容のさらなる充実を図ります。

さらに、基本的な生活習慣、発達に応じた遊びや運動、不慮の事故予防の啓発については保健指導の充実を図るとともに、各種保健サービスの情報提供に努めます。

【具体的な取り組み】

(担当課:健康推進課)

No.	事業名	内容
1	乳幼児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)の充実(再掲)	生後4か月までの乳児をもつすべての家庭を訪問し、子どもの発育の確認や育児に関する相談や指導、必要なサービスの情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言、支援が必要な家庭に対しては適切な支援を行い、母子保健における指導・育児支援をします。
2	乳幼児健康診査・相談の充実	乳幼児の異常の早期発見と適正な治療や保健指導に結びつけることを目的として、委託医療機関による「4か月・10か月児健康診査」の推奨と事後支援に努めます。また、「6か月児すこやか相談」にて発育・運動発達の確認、生活・栄養指導、育児相談体制の充実を図ります。
3	幼児健康診査の充実	「1歳6か月児健康診査」「3歳児健康診査」にて、幼児の健康の保持及び増進を図ることを目的に、心身の発育への支援、疾病の早期発見、治療、療育支援につなげ、生活習慣の自立、むし歯の予防、栄養、育児相談体制の充実を図ります。未受診者に対しては訪問指導等で発達や育児状況の確認をし、必要に応じて継続支援につなげます。
4	事故予防等啓発の推進	「6か月児すこやか相談」の場を活用し、誤飲、転落・転倒、やけど等の子どもの事故予防のための啓発を推進します。

5	親への相談指導等の実施	親が育児や発達の相談をし、育児が順調に行えるように支援するための「健康相談」「電話相談」、運動発達面で気になる子どもとその保護者に対して理学療法士等が行う「運動発達相談」、管理栄養士による食生活に関する「食生活相談」といった相談体制の充実を図ります。
6	予防接種に関する助言や情報提供の推進	疾病の発生予防及び蔓延防止を目的に、予防接種に関する情報提供と、子どもの体質や体調などに合わせて適切な時期に接種することを勧奨します。

基本施策Ⅳ 小児医療の充実

【現状と課題】

子どもが心身ともに健やかに成長していくためには、保健・医療の両面から支援できる体制が整っていることが必要です。

子どもの病気や事故等は、急激な体調の変化から命にかかわることも少なくないため、夜間及び休日であっても適切な診療が受けられるよう体制を整備することが必要です。

【施策の方向性】

安心して子どもを生み、育てられるよう、特に小児救急医療について、近隣市や関係機関との連携を図り、いつでも安心して質の高い医療サービスが受けられるように、小児医療体制の一層の充実に努めます。

【具体的な取り組み】

(担当課：自立支援課、児童課、健康推進課)

No.	事業名	内容
1	小児医療に係る関係機関との連携	子どもがいつでも適切な医療が受けられるように小児救急電話（#8000）等の啓発、志太・榛原地域救急医療センターや休日当番医制度により、地域の初期救急医療体制の維持に努めます。 また、志太榛原医療圏の自治体と4医師会、公立病院などの連携を推進し、安定した医療体制を推進します。
2	小児医療受診に対する経済的支援	「こども医療費助成事業」にて、中学3年生までの子どもを対象に、疾病の慢性化の予防と保護者の経済的負担の軽減を図ります。 また、「育成医療給付」にて、身体に障害のある18歳未満の子どもを対象に、生活能力を得るための必要な医療給付を行い経済的負担の軽減を図ります。
3	未熟児養育医療における経済的負担の軽減	未熟児の健康の保持及び増進を図ることを目的とし、医師が入院を必要と認めたものに対し、「未熟児養育医療給付」を行います。

第5節 子育てに関する意識啓発 分野5

基本施策Ⅰ 次代の親の育成

【現状と課題】

少子化の進行や地域社会へのつながりの希薄化などにより、年齢の低い兄弟姉妹の世話をしたり、近所の子どもと遊んだり、乳幼児とふれあう機会が少なくなっています。そのため、乳幼児とふれあったり、子どもの世話をしたりする機会のないまま親になる人が増加しており、こうしたことが子育てを困難にしたり育児に不安を感じたりすることにつながっているのではないかと考えられます。

若者が自立して家庭を持てるよう、若者に対して子育てに伴う喜びが実感されるような意識啓発を積極的に行う必要があります。

【施策の方向性】

子どもを生み、育てることの意義に関する教育や広報・啓発を推進するとともに、家庭を築き、子どもを生み育てたいと思う男女が、その希望を実現することができるよう、地域社会の環境整備を推進します。

また、次代の親となる中・高校生が、子どもを生み、育てることの意義や子どもや家庭の大切さを理解できるようにするため、様々なふれあい体験学習などの機会の提供に努めます。

【具体的な取り組み】

(担当課：男女共同参画課、児童課、学校教育課、生涯学習課)

No.	事業名	内容
1	結婚し、子どもを生み、育てることの意義に関する教育・広報・啓発	男女が協力して家庭を築くことや子どもを生み、育てることの意義に関する教育や広報・啓発を行い、子育て支援を推進します。また、結婚や家族をテーマにしたフォーラムや子育てと家庭教育をテーマにした出前講座を開催します。
2	地域社会の環境整備	市内の地区交流センター単位に「男女共同参画地区推進員」を置き、地域社会から男女共同参画を学び、男女共同の地域づくりを推進します。 男女共同参画推進センター「ぱりて」の活動を支援し、男女共同参画のための充実した拠点づくりを推進します。
3	乳幼児とのふれあい体験学習等の推進	保育実習や職場体験による中・高校生の保育体験を推進します。また、小・中学生を対象に学校等と連携し、子育てについて理解を深める講座の開催や、父親の家庭教育を考える集いを開催します。
4	家庭教育に関する講座の開催	市内全小学校において、学習会（子育て講話、親子体験、読書講座等）や学級長会を開催します。

基本施策Ⅱ 男女共同参画の啓発

【現状と課題】

家事・育児は大きな負担ともなることから、価値観や就労観が多様化しつつある女性にとって、理想的な子どもの数を持つことは難しい社会といえます。

本市では、これまでに男女共同参画プランのもと、藤枝市男女共同参画推進センター「ぱりて」を開設し、市民との協働で男女共同参画推進モデル地区事業などを実施してきました。平成19年12月には、男女共同参画推進条例を制定し、意識の向上、啓発に努めています。

母親のみならず、父親も積極的に家事・育児に参加し、男女が協力して、子育てや家庭生活を営む意識づくりが必要です。

【施策の方向性】

市ホームページ、パンフレット等を活用し、男女共同参画についての意識改革を進め、子育てについての講演会などの開催による男女共同参画についての意識づくりに努めます。

【具体的な取り組み】

(担当課：男女共同参画課、児童課)

No.	事業名	内容
1	子育てに関する意識啓発の推進	男女共同参画による地域全体で子育てを支える意識啓発を推進します。
2	結婚し、子どもを生み、育てることの意義に関する教育・広報・啓発（再掲）	男女が協力して家庭を築くことや子どもを生み、育てることの意義に関する教育・広報・啓発を行い、子育て支援を推進します。また、子育てと家庭教育をテーマにした講座を開催します。
3	地域社会の環境整備（再掲）	市内の地区交流センター単位に「男女共同参画地区推進員」を置き、地域社会から男女共同参画を学び、男女共同の地域づくりを推進します。 男女共同参画推進センター「ぱりて」の活動を支援し、男女共同参画のための充実した拠点づくりを推進します。

基本施策Ⅲ 家庭や地域の教育力の向上

【現状と課題】

子どもを育てるにあたり、保育の場や学校が地域と連携を図りながら、様々な人的資源や社会資源等を活かしながら育てていくという視点が重要になっています。こうした教育環境を整備していくためには、学習機会の提供や地域の資源を活用した多様な体験活動の充実、スポーツ環境の整備などを進め、地域の教育力を向上させていくことが必要です。

【施策の方向性】

子育て家庭が抱えている悩みや要望は、子どもの発達段階によって異なります。これらを的確にとらえ対応するために、学習機会や情報提供の充実を図り、相談体制の整備や子育てサークル活動への支援を行い、家庭教育への支援の充実に取り組んでいきます。

また、子どもを地域全体で育てるという観点から、家庭、学校、地域が連携し、地域における教育力を総合的に高め、地域全体で子どもを育てていくという意識の向上を図ります。

【具体的な取り組み】

(担当課：児童課、生涯学習課 関係団体：藤枝市私立幼稚園協会)

No.	事業名	内容
1	子どもの発達段階に応じた学習機会や情報の提供	家庭教育講座、就学時健康診査等の機会を利用した子育て講座を開催します。
2	相談体制の整備や子育てサークル活動への支援	託児ボランティア養成講座や家庭教育相談を行います。
3	ブックスタート事業の推進	乳幼児健康診査時に、赤ちゃんと保護者が絵本を介して親子のふれあいを深められるよう、メッセージを伝えながら、絵本の読み聞かせや絵本を贈る事業を推進します。
4	体験活動の機会の充実	自然環境等、地域の教育資源を活用した体験活動の機会を持ち、地域学習を推進していきます。 土曜日を中心に、地区交流センターにおいて、子どもや親子を対象とした講座や体験学習等を開催します。
5	スポーツ環境の整備	総合型地域スポーツクラブへの支援を行い、地域の中で誰もが楽しく気軽にスポーツができる環境づくりを推進します。
6	地域における通学合宿の充実	異年齢・異世代集団での共同生活により様々な経験が得られる通学合宿の実施を働きかけ、地域の教育力の向上を図ります。
7	学校サポーターズクラブ事業（学校支援地域本部事業）の推進	地域の人材による環境美化、総合的な学習の補助などをおして、家庭、学校、地域の連携を進め、地域の教育力の向上を図ります。
8	幼稚園、保育所、認定こども園の子育て支援（再掲）	幼稚園、保育所、認定こども園では、地域の子どもたちに園庭を開放し、幼稚園と認定こども園では、未就学児の親子登園、育児相談なども行います。

基本施策Ⅳ 児童虐待防止対策の充実

【現状と課題】

国の児童虐待への対応については、平成19年に児童虐待防止法及び児童福祉法の改正が行われ、制度的な対応について充実が図られてきました。しかし、子どもの生命が奪われるなど重大な虐待事件が後を絶たず、全国の児童相談所における虐待に関する相談件数も増加、依然として児童虐待は社会全体で早急に取り組むべき重要な課題となっています。

児童虐待は、身体的虐待だけでなく、ネグレクト（養育放棄）や心理的虐待等、保護者が自覚しにくいものや、周囲が発見しづらいものについても深刻化しており、その防止に向け「発生予防」から「早期発見・早期対応」、さらには虐待を受けた子どもの「保護・自立支援」に至るまでの切れ目のない総合的な支援体制を整備、充実していくことが必要になっています。

【施策の方向性】

児童虐待を防止し、すべての子どもが健全に成長していくために、早期発見からアフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援を実施するとともに、地域における関係機関との協力体制の構築、身近な地域における虐待防止のネットワーク体制の整備など、個々のケースの解決につながるような対策を推進します。

また、児童虐待や発達障害など様々な要素が複雑に絡んで発生する子どもや家庭の問題が増加していることから、それらの問題に対応するための総合的家庭児童相談窓口の設置を検討します。

【具体的な取り組み】

(担当課：子ども家庭相談センター)

No.	事業名	内容
1	家庭児童相談の充実	家庭における児童の養育等の問題解決のために、家庭児童の福祉に関しての相談、指導を行うとともに、相談体制の充実を図ります。
2	養育支援訪問事業の実施（再掲）	妊娠期からおおむね出産後1年以内にある育児不安などにより、継続的支援を特に必要とする家庭に対し、訪問による養育の支援を行い、養育者の育児不安等の軽減を図ります。
3	児童虐待の情報提供・共有のための連携体制の充実	藤枝市要保護児童対策地域協議会、実務者会議、個別ケース検討会議を開催します。育児不安が強い母親と子どもに対して、子育て支援教室を開催します。 また、電話相談や面接、継続訪問等により育児相談を実施し、支援体制の充実を図るとともに、児童相談所等の関係機関の連携強化を図ります。

4	乳幼児健康診査における 育児支援強化事業の実施	<p>生後4か月までの乳児に対する全戸訪問により、母親の産後うつ病スクリーニングを実施し、産後うつ病の早期発見と支援の充実を図ります。</p> <p>「6か月児すこやか相談」「1歳6か月児健康診査」「3歳児健康診査」の面接の場を活用し、母親のメンタルヘルスをサポートするとともに、育児支援強化事業に関する体制の整備を図ります。</p>
5	被虐待児に対する在宅支援	虐待の進行防止、家族再統合や養育機能の再生・強化を目指した在宅支援の充実を図ります。
6	虐待相談体制の整備	家庭児童相談員による子育てに対する相談や、「健康相談」「電話相談」、ケースに応じた家庭訪問等を実施し、子どもの発育や発達の確認、親の育児不安や育児困難感等に対応した相談体制の充実を図ります。
7	子育て短期支援事業の実施	保護者が疾病などの身体上、精神上、環境上の理由により家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合や経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において一定期間、養育又は保護を行うことにより、これらの子どもとその家庭の福祉の向上を図ります。
8	子どもの権利に関する意識啓発	保護者や大人が子どもの権利に対する理解を深めるため、家庭、学校、地域において子どもの人権について広く意識啓発に努めます。

第4章 重点事業の5か年計画

第1節 幼児教育・保育施設の整備計画

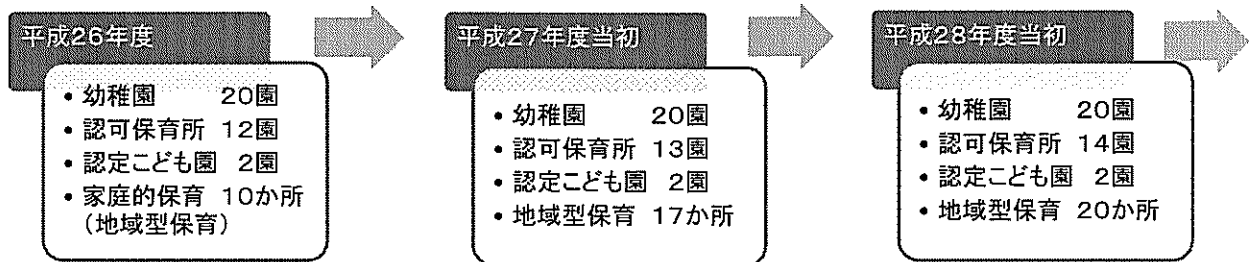
◇年度別の量の見込みと数値目標 ～待機児童ゼロ作戦～

幼児教育・保育施設の整備計画につきましては、ニーズ調査結果から算出した量の見込みに対して必要とする定員を確保し、計画の最終年には待機児童を解消します。

また、2号認定の幼児教育ニーズは、幼稚園における「預かり保育事業」によって解消します。

(1) 市全体

	平成27年度当初					平成28年度当初				
	1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定	
		幼児教育	保育	1・2歳児	0歳児		幼児教育	保育	1・2歳児	0歳児
ニーズ調査から算出した量の見込み	2,299	867	786	893	249	2,357	886	804	904	251
数値目標	特定教育・保育施設	426	921	476	138	426	974	506	144	
	確認を受けない幼稚園	3,805	-	-	-	3,805	-	-	-	-
	地域型保育施設	-	-	132	42	-	-	207	61	
	計	4,231	921	608	180	4,231	974	713	205	
	過不足	1,065	135	△285	△69	988	170	△191	△46	
幼児教育・保育施設利用率 (施設利用見込数/推計児童数)	77.5%	22.5%	21.7%			76.8%	23.2%	25.0%		
	全体	63.2%				65.0%				

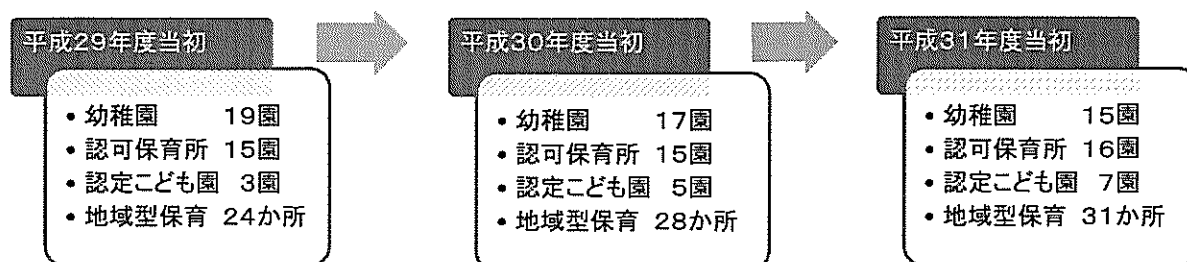


【子ども・子育て支援新制度における認定制度】

認定区分		利用できる施設
1号認定 (教育標準時間)	満3歳以上の小学校就学前の子どものうち、2号認定子ども以外の子ども	幼稚園 認定こども園
2号認定 (保育標準時間) (保育短時間)	満3歳以上の小学校就学前の子どものうち、保護者の労働又は疾病その他の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難である子ども	保育所 認定こども園
3号認定 (保育標準時間) (保育短時間)	満3歳未満の小学校就学前の子どものうち、保護者の労働又は疾病その他の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難である子ども	保育所 認定こども園 小規模保育、家庭的保育他

(単位：人)

平成29年度当初					平成30年度当初					平成31年度当初						
1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定			
	幼児教育	保育	1・2歳児	0歳児		幼児教育	保育	1・2歳児	0歳児		幼児教育	保育	1・2歳児	0歳児		
2,378	896	811	906	252	2,388	901	814	908	253	2,388	901	816	908	254		
498	1,055		548	156	795	1,145		596	168	1,005	1,259		650	183		
3,715	-			-	3,240	-			-	2,890	-			-		
-	-		233	61	-	-		257	67	-	-		284	78		
4,213	1,055		781	217	4,035	1,145		853	235	3,895	1,259		934	261		
939		244		△125	△35	746		331		△55	△18	606		443	26	7
75.1%		24.9%		27.1%	73.1%		26.9%		29.5%	70.4%		29.6%		32.4%		
66.1%					67.3%					68.6%						



【子ども・子育て支援新制度における施設類型】

類型	種類	概要
特定教育・保育施設	幼稚園	3歳から小学校就学までの幼児が教育を受ける学校施設で、子ども・子育て支援法の適用を受けます。
	保育所	保護者が働いているなど、昼間ご家庭で保育ができない乳幼児を預かる養護・教育施設です。
	認定こども園	幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設で、幼児教育と保育を一体的に行います。
地域型保育施設	小規模保育	市の認可基準を満たした定員19人以下の保育施設で、保育を必要とする3歳未満児の保育を行います。
	家庭的保育	市の認可基準を満たした定員5人以下の保育施設で、家庭的な雰囲気の中で3歳未満児の保育を行います。
	事業所内保育	市の認可基準を満たした事業者が所有する保育室で、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育します。
確認を受けない幼稚園		3歳から小学校就学までの幼児が教育を受ける学校施設で、園の判断により、子ども・子育て支援法の適用を受けないことを選択した園です。

(2) 提供区域別

藤枝市北東部 (葉梨・広幡・岡部地区)		平成27年度当初				平成28年度当初					
		1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定	
			幼児教育	保育	1・2歳児	0歳児		幼児教育	保育	1・2歳児	0歳児
ニーズ調査から算出した量の見込み		546	206	187	219	56	589	221	201	221	57
数値目標	特定教育・保育施設	156	360		178	48	156	360		178	48
	確認を受けない幼稚園	470	-		-	-	470	-		-	-
	地域型保育施設	-	-		15	3	-	-		30	10
	計	626	360		193	51	626	360		208	58

藤枝市中部 (藤枝・西益津・瀬戸谷・稲葉地区)		平成27年度当初				平成28年度当初					
		1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定	
			幼児教育	保育	1・2歳児	0歳児		幼児教育	保育	1・2歳児	0歳児
ニーズ調査から算出した量の見込み		475	179	162	168	49	476	179	162	174	49
数値目標	特定教育・保育施設	0	159		84	27	0	159		84	27
	確認を受けない幼稚園	1,420	-		-	-	1,420	-		-	-
	地域型保育施設	-	-		29	11	-	-		41	13
	計	1,420	159		113	38	1,420	159		125	40

藤枝市青島 (青島地区)		平成27年度当初				平成28年度当初					
		1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定	
			幼児教育	保育	1・2歳児	0歳児		幼児教育	保育	1・2歳児	0歳児
ニーズ調査から算出した量の見込み		705	266	241	287	82	713	268	243	287	82
数値目標	特定教育・保育施設	270	276		158	45	270	276		158	45
	確認を受けない幼稚園	1,015	-		-	-	1,015	-		-	-
	地域型保育施設	-	-		63	23	-	-		83	27
	計	1,285	276		221	68	1,285	276		241	72

藤枝市南部 (高洲・大洲地区)		平成27年度当初				平成28年度当初					
		1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定	
			幼児教育	保育	1・2歳児	0歳児		幼児教育	保育	1・2歳児	0歳児
ニーズ調査から算出した量の見込み		573	216	196	219	62	579	218	198	222	63
数値目標	特定教育・保育施設	0	126		56	18	0	179		86	24
	確認を受けない幼稚園	900	-		-	-	900	-		-	-
	地域型保育施設	-	-		25	5	-	-		53	11
	計	900	126		81	23	900	179		139	35

参考：幼児教育・保育の提供区域について

子ども・子育て支援制度では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の幼児教育・保育の利用状況、幼児教育と保育を提供するための施設の整備状況などの条件を総合的に勘案し、「保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域」を設定することとなっています。

なお、本区域については、幼児教育・保育施設の利用の制限を設けるものではなく、また、小中学校の通学区に影響を及ぼすものではありません。

(単位：人)

平成29年度当初					平成30年度当初					平成31年度当初				
1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定	
	幼児教育	保育	1・2歳児	0歳児		幼児教育	保育	1・2歳児	0歳児		幼児教育	保育	1・2歳児	0歳児
597	225	204	221	57	604	229	206	221	58	604	229	206	221	58
156	360		178	48	156	360		178	48	156	360		178	48
470	-	-	-	-	470	-	-	-	-	470	-	-	-	-
-	-	-	43	10	-	-	-	43	10	-	-	-	43	10
626	360	-	221	58	626	360	-	221	58	626	360	-	221	58

平成29年度当初					平成30年度当初					平成31年度当初				
1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定	
	幼児教育	保育	1・2歳児	0歳児		幼児教育	保育	1・2歳児	0歳児		幼児教育	保育	1・2歳児	0歳児
479	181	163	174	49	479	181	164	174	49	479	181	164	174	49
72	204		108	33	72	204		108	33	102	222		120	36
1,330	-	-	-	-	1,330	-	-	-	-	1,230	-	-	-	-
-	-	-	54	13	-	-	-	54	13	-	-	-	54	13
1,402	204	-	162	46	1,402	204	-	162	46	1,332	222	-	174	49

平成29年度当初					平成30年度当初					平成31年度当初				
1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定	
	幼児教育	保育	1・2歳児	0歳児		幼児教育	保育	1・2歳児	0歳児		幼児教育	保育	1・2歳児	0歳児
718	270	245	288	83	718	270	245	289	83	718	270	245	289	83
270	312		176	51	342	357		200	57	522	417		224	63
1,015	-	-	-	-	840	-	-	-	-	590	-	-	-	-
-	-	-	83	27	-	-	-	83	27	-	-	-	83	27
1,285	312	-	259	78	1,182	357	-	283	84	1,112	417	-	307	90

平成29年度当初					平成30年度当初					平成31年度当初				
1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定	
	幼児教育	保育	1・2歳児	0歳児		幼児教育	保育	1・2歳児	0歳児		幼児教育	保育	1・2歳児	0歳児
584	220	199	223	63	587	221	199	224	63	587	221	201	224	64
0	179		86	24	225	224		110	30	225	260		128	36
900	-	-	-	-	600	-	-	-	-	600	-	-	-	-
-	-	-	53	11	-	-	-	77	17	-	-	-	104	28
900	179	-	139	35	825	224	-	187	47	825	260	-	232	64

参考：本市の提供区域について

- 本市の行政区を基本として、次の4つの区域としました。
- ①藤枝市北東部・・・葉梨、広幡、岡部地区
 - ②藤枝市中部・・・藤枝、西益津、瀬戸谷、稲葉地区
 - ③藤枝市青島・・・青島地区
 - ④藤枝市南部・・・高洲、大洲地区

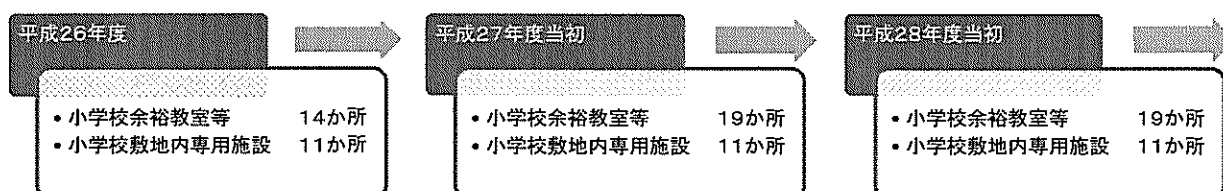
第2節 放課後児童クラブの整備計画

◇ 年度別の量の見込みと数値目標 ～待機児童ゼロ作戦～

放課後児童クラブの整備計画につきましては、ニーズ調査結果から算出した量の見込みに対して、小学校余裕教室や専用施設を整備し、待機児童を解消します。

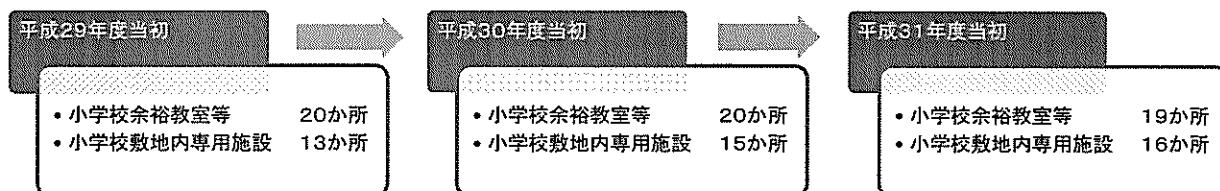
(1) 市全体

		平成27年度当初	平成28年度当初
ニーズ調査から算出した量の見込み		1,181	1,199
数値目標	小学校余裕教室等	557	566
	小学校敷地内専用施設	455	455
	計	1,012	1,021
	過不足	△169	△178



(単位：人)

平成29年度当初	平成30年度当初	平成31年度当初
1,211	1,219	1,242
577	559	529
573	660	713
1,150	1,219	1,242
△ 61	0	0



(2) 提供区域別

藤枝市北東部 (葉梨・広幡・岡部地区)		平成27年度当初	平成28年度当初
ニーズ調査から算出した量の見込み		296	302
数値目標	小学校余裕教室等	194	187
	小学校敷地内専用施設	73	73
	計	267	260
	過不足	△ 29	△ 42

藤枝市中部 (藤枝・西益津・瀬戸谷・稲葉地区)		平成27年度当初	平成28年度当初
ニーズ調査から算出した量の見込み		232	245
数値目標	小学校余裕教室等	183	196
	小学校敷地内専用施設	49	49
	計	232	245
	過不足	0	0

藤枝市青島 (青島地区)		平成27年度当初	平成28年度当初
ニーズ調査から算出した量の見込み		360	361
数値目標	小学校余裕教室等	76	74
	小学校敷地内専用施設	178	178
	計	254	252
	過不足	△ 106	△ 109

藤枝市南部 (高洲・大洲地区)		平成27年度当初	平成28年度当初
ニーズ調査から算出した量の見込み		293	291
数値目標	小学校余裕教室等	104	109
	小学校敷地内専用施設	155	155
	計	259	264
	過不足	△ 34	△ 27

(単位：人)

平成29年度当初	平成30年度当初	平成31年度当初
311	320	331
189	181	180
122	139	151
311	320	331
0	0	0

平成29年度当初	平成30年度当初	平成31年度当初
241	235	232
192	186	183
49	49	49
241	235	232
0	0	0

平成29年度当初	平成30年度当初	平成31年度当初
360	361	365
84	75	84
247	289	287
331	364	371
△ 34	0	0

平成29年度当初	平成30年度当初	平成31年度当初
293	291	294
112	117	82
155	183	226
267	300	308
△ 27	0	0

参考：本市の提供区域について

上記①から④の区域毎に土曜日ブロック開所を実施しているため、4区域としました。

第3節 地域子ども・子育て支援事業の実施計画

(1) 地域子ども・子育て支援事業の概要

保育が必要な子どものいる家庭だけでなく、すべての家庭を対象とした子育て支援を充実させるため、以下13の「地域子ども・子育て支援事業」について、年度別の量の見込みを算出した上で、それぞれの事業を行います。

【事業名】

- ① 利用者支援に関する事業（子育てコンシェルジュ）
- ② 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター事業）
- ③ 妊婦に対して健康診査を実施する事業
- ④ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）
- ⑤ 養育支援訪問事業
- ⑥ 育児サポーター派遣事業
- ⑦ 子育て短期支援事業
- ⑧ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- ⑨ 幼稚園型一時預かり事業
- ⑩ 保育所型一時預かり事業
- ⑪ 時間外保育事業（延長保育事業）
- ⑫ 病児保育事業
- ⑬ 病後児保育事業

(2) 事業別・年度別の量の見込みと数値目標

① 利用者支援に関する事業（子育てコンシェルジュ）

（担当課：児童課）

ア 事業概要

幼稚園、保育所、認定こども園、地域の子育て支援事業等の情報を提供し、必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業。

イ 量の見込みに対する確保方策

児童福祉担当課に子育てコンシェルジュ（保育士有資格者）1名を配置し、保育所等の利用に関する相談に応じ、各家庭が必要とする情報提供などを行います。

ウ 年度別の量の見込みと数値目標

(単位:箇所)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	1	1	1	1	1
数値目標	1	1	1	1	1

② 地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター事業)

(担当課:児童課)

ア 事業概要

地区交流センターなどの地域の身近な場所で、乳幼児及びその保護者が交流できる場所を提供し、地域の子育て支援の拠点として子育てについての相談、情報提供、その他援助を行う事業。

イ 量の見込みに対する確保方策

ニーズ調査から算出された量の見込みに対しては、平成28年度開館予定の(仮称)藤枝東公民館内に新たに設置する子育て支援センターによって、量の見込みに対しては充足することになります。

併せて、地域子育て支援拠点施設の紹介に努め、利用促進を図ります。

ウ 年度別の量の見込みと数値目標

(単位:延べ人/月)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	9,800	9,800	9,800	9,800	9,800
数値目標	8,800	9,800	9,800	9,800	9,800

③ 妊婦に対して健康診査を実施する事業

(担当課:健康推進課)

ア 事業概要

母子保健法第13条第2項の規定に基づき、安心・安全な出産のために、妊婦の健康診査に係る経済的負担を軽減することにより、医療機関等への受診を勧奨する事業。

イ 量の見込みに対する確保方策

受け入れが100%可能であることから、各年度の出生見込み数に基づき、必要とする健診回数を確保します。

ウ 年度別の量の見込みと数値目標

(単位:延べ回/年)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	15,904	15,960	16,016	16,030	16,086
数値目標	15,904	15,960	16,016	16,030	16,086

④ 乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)

(担当課:健康推進課)

ア 事業概要

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子どもの発育の確認や育児に関する相談や指導、必要なサービスの情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対して適切な支援を行う事業。

イ 量の見込みに対する確保方策

各家庭から「出生通知票」の提出を受け、市の保健師が生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に訪問します。

ウ 年度別の量の見込みと数値目標

(単位:人/年)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	1,136	1,140	1,144	1,145	1,149
数値目標	1,136	1,140	1,144	1,145	1,149

⑤ 養育支援訪問事業

(担当課：子ども家庭相談センター)

ア 事業概要

若年の妊婦、育児ストレス、産後うつ等により、子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭に対し、養育の不安感や負担感を軽減させるため、訪問支援を実施する事業。

イ 量の見込みに対する確保方策

育児不安などを抱え、継続的な支援を必要とする家庭に重点を置き、おおむね1歳未満の子をもつ養育者に対し、養育支援員が、家庭訪問することにより、安定した子育てができるように支援をします。

ウ 年度別の量の見込みと数値目標

(単位：人/年)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	50	50	50	50	50
数値目標	50	50	50	50	50

⑥ 育児サポーター派遣事業

(担当課：児童課)

ア 事業概要

生後6か月までの乳児をもつ家庭に訪問し、離乳食の作り方の指導、遊びや体操の方法、沐浴の手伝い、健診への付き添いなど、出産後間もない母親が安心して子育てができるように保育士が育児支援をする事業。

イ 量の見込みに対する確保方策

育児サポーター（保育士有資格者）を3名配置し、市民からの要請に基づいて訪問し、育児支援を行います。

ウ 年度別の量の見込みと数値目標

(単位：人／年)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	150	200	200	200	200
数値目標	150	200	200	200	200

⑦ 子育て短期支援事業

(担当課：子ども家庭相談センター)

ア 事業概要

保護者が、疾病などの身体上、精神上、環境上の理由により家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において一定期間、必要な養育又は保護を行う事業。

イ 量の見込みに対する確保方策

子どもと家庭を取り巻く課題が複雑・多様化する中、今後、本事業は子育て支援事業としてだけでなく、要保護児童対策事業としてもニーズは高まっていくものと考えられます。

近隣市町の児童養護施設等に対し、本事業の実施・受託について協議し、市民ニーズに対応するため早期に本事業を行います。

ウ 年度別の量の見込みと数値目標

(単位：延べ人／年)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	20	20	20	20	20
数値目標	20	20	20	20	20

⑧ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

（担当課：児童課）

ア 事業概要

子どもの一時的な預かりや移動支援など、育児の援助を受けることを希望する人（依頼会員）と、これらの援助を行うことを希望する人（提供会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

イ 量の見込みに対する確保方策

新規提供会員向けの講習会を開催し、提供会員の確保に努めます。

ウ 年度別の量の見込みと数値目標

（単位：延べ回／年）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	4,590	4,650	4,680	4,720	4,740
数値目標	4,590	4,650	4,680	4,720	4,740

⑨ 幼稚園型一時預かり事業

（担当課：児童課）

ア 事業概要

在園児の保護者の要請に応じて、教育課程に係る教育時間の前後や夏休みなどの長期休業期間に幼児教育を行う事業で、従来の「預かり保育事業」のことである。

なお、確認を受けない幼稚園については、従来どおり「預かり保育」として実施する。

イ 量の見込みに対する確保方策

ニーズ調査から算出された量の見込みに対しては、現存の幼稚園、認定こども園で行われている預かり保育事業でニーズ量は充足されます。

ウ 年度別の量の見込みと数値目標

(単位:延べ人/年)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	148, 625	152, 294	153, 675	154, 365	154, 437
数値目標	148, 625	152, 294	153, 675	154, 365	154, 437

⑩ 保育所型一時預かり事業

(担当課:児童課)

ア 事業概要

保護者の病気等により家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間、保育所や認定こども園において一時的な保育を行う事業。

イ 量の見込みに対する確保方策

新たに開設する保育所や認定こども園等に対して、一時預かり専用室の設置を求め、一時預かりのニーズに応えるよう努めていきます。

ウ 年度別の量の見込みと数値目標

(単位:延べ人/年)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	2, 200	2, 200	2, 200	2, 200	2, 200
数値目標	2, 000	2, 050	2, 100	2, 200	2, 200

⑪ 時間外保育事業 (延長保育事業)

(担当課:児童課)

ア 事業概要

保育所等の在園児に対して、開所時間を超過しておおむね午後 7 時までの保育を実施する事業。

イ 量の見込みに対する確保方策

ニーズ調査から算出された量の見込みに対しては、現存の保育所で行われている延長保育事業でニーズ量は充足されます。

ウ 年度別の量の見込みと数値目標

(単位:延べ人/年)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	701	714	718	720	721
数値目標	701	714	718	720	721

⑫ 病児保育事業

(担当課:児童課)

ア 事業概要

病児保育事業は、子どもが発熱などの急な病気になった際、病院、保育所等に付設された専用スペースにおいて看護師等が一時的に保育を実施する事業。

イ 量の見込みに対する確保方策

女性の社会進出の増加により、病児保育のニーズは高まっていくものと考えられることから、病児保育の実施に向けて、病児保育の受託先の確保に努めます。

ウ 年度別の量の見込みと数値目標

(単位:延べ人/年)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	480	480	480	480	480
数値目標	60	120	240	360	480

⑬ 病後児保育事業

(担当課:児童課)

ア 事業概要

病後児保育事業は、病気などからの回復期にある乳幼児を、保育所に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育を行う事業。

イ 量の見込みに対する確保方策

藤枝保育園及び藤枝聖マリア保育園において、引き続き病後児保育事業を委託し、病気の回復期にある乳幼児の保育を行います。

ウ 年度別の量の見込みと数値目標

(単位:延べ人/年)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	800	800	800	800	800
数値目標	800	800	800	800	800

第4節 放課後子ども総合プランに基づく取り組み

1 放課後子ども総合プランの推進

「放課後子ども総合プラン」は、次代を担う人材を育成するため、すべての小学生が放課後等を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体的な、または連携実施の放課後児童クラブや放課後子ども教室の計画的な整備などを進める事業です。

この事業を推進するため、教育委員会と健康福祉部は、放課後児童クラブや放課後子ども教室の計画的な整備にともない、学校施設の使用計画・活用状況等について定期的に情報交換や十分な協議を行い、適切な協力体制を構築します。

また、教育委員会と健康福祉部は、効果的な放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に関する検討の場として、「運営委員会」を設置し、定期的に一体的な、または連携実施の方策の協議や検討をします。

2 放課後児童クラブの平成31年度までに達成されるべき目標事業量

本章第2節「放課後児童クラブの整備計画」のとおり

3 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の目標事業量

平成31年度までに、放課後児童クラブの児童が参加できる一体型の放課後子ども教室1か所を整備します。

4 放課後子ども教室の整備

平成31年度までに、放課後子ども教室の教室数を12か所に整備することを目指します。

第5章 子ども・子育て支援新制度に基づく事業展開

第1節 具体的な展開

1 共通の給付による子ども・子育て支援

幼稚園、保育所、認定こども園への共通の「施設型給付」と、小規模保育、家庭的保育などへの「地域型保育給付」という、2つの公的な財政支援を新設します。

2 保育の量的確保、質の改善

小規模な保育を支援する「地域型保育給付」によって、待機児童が多い都市部や子どもが減少傾向にある地域での保育の量的確保を可能とし、また職員の配置基準を見直すなどして、保育環境の充実を目指します。

3 認定こども園制度の改善

「幼保連携型認定こども園」を学校と児童福祉施設の両方の位置付けを持つ単一の施設として位置付け、認可・認定や指導監督などを一本化することにより、施設設置の促進を図ります。

4 地域や家庭の実情に応じた子育て支援の充実

保育が必要な子どものいる家庭だけでなく、全ての家庭を対象とした子育て支援を充実させるため、「地域子ども・子育て支援事業」を市が行う事業として法的に位置付け、その拡充を図ります。

5 保育士の確保

保育の量的拡大を図る上で欠かせない保育士について、国や県、近隣の大学等と連携し、保育士の処遇改善を図りながら、保育士の確保に努めます。

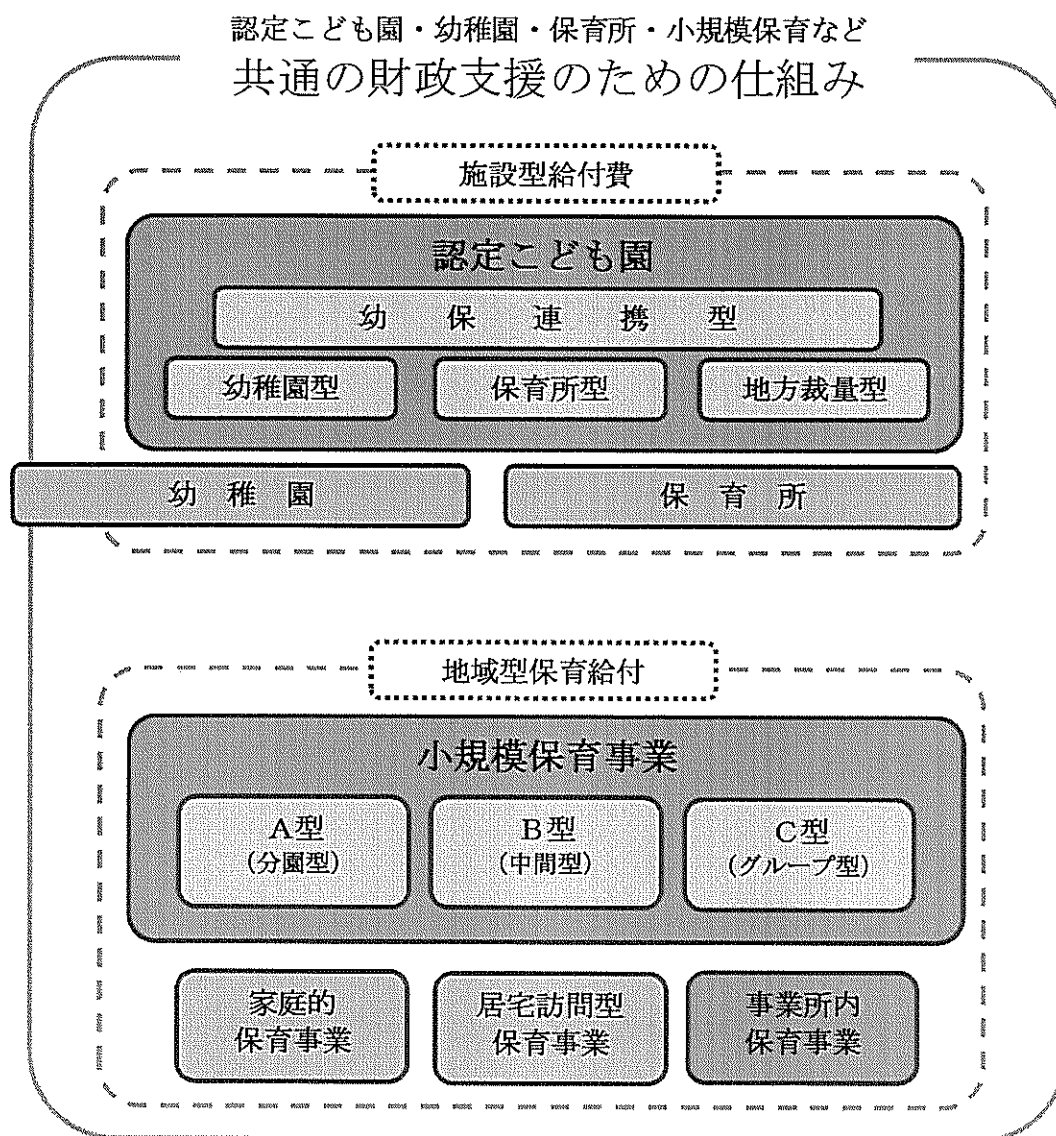
第2節 新制度の事業体系

1 幼児期の教育・保育の提供

小学校就学前の施設としては、これまで幼稚園と保育所の2つが多く利用されてきましたが、新制度では、幼稚園と保育所に加えて、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持つ「認定こども園」を普及させ、これらの利用に共通の給付「施設型給付」が創設されます。

また、19人以下の少人数の子どもを対象とする「地域型保育給付」を創設し、市が認可したうえで財政支援します。

2 公的給付による支援の仕組み



第3節 認定こども園の推進方針

認定こども園の普及についての基本的な考え方

新制度では、保護者の就労状況にかかわらず、そのニーズや選択に応じた多様で総合的な子育て支援を進めることを目指しています。幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持ち、地域の子育て支援も行う認定こども園は、幼児教育・保育を一体的に受け入れることが可能な施設として位置付けられ、国では、認定こども園の認可・認定手続きの簡素化などにより、新たな設置や移行をやすくするなど、その普及のための施策を打ち出しています。

こうした動向をふまえながら、本市においても、認定こども園の整備が進むよう取り組みを行っていきます。

なお、既存施設からの移行については、職員配置や施設・設備要件に関する課題も想定されることから、事業者の意向や施設の状況などを十分に踏まえながら、認定こども園への移行を進めるものとします。



平成 23 年 4 月に開園した
青島こども園



平成 26 年 4 月に開園した
広幡こども園

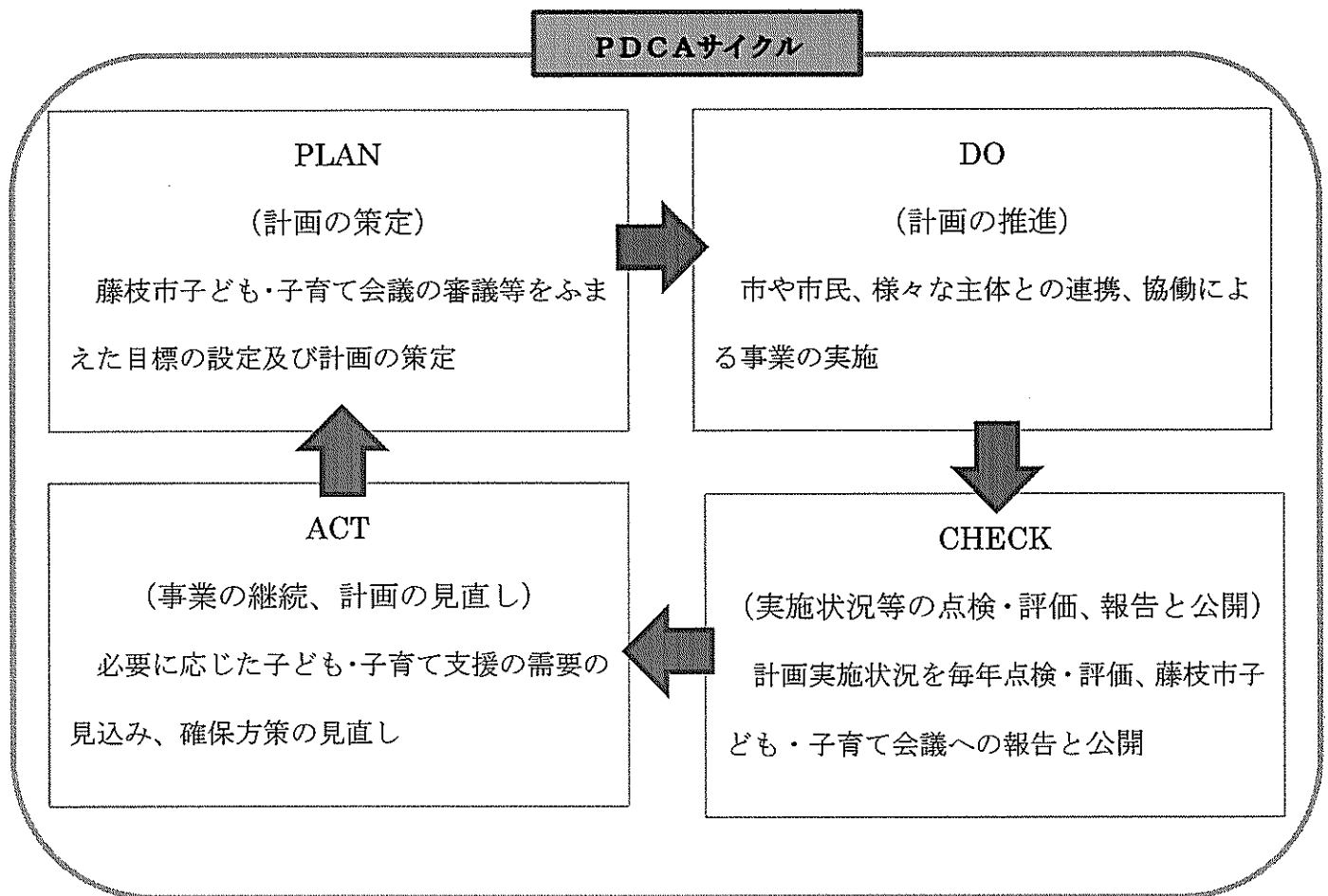
第4節 スマイルプランの推進体制

1 点検・評価と達成状況の報告

計画期間の5か年の間、本計画第3章及び第4章に記載した子ども・子育て支援に関する事業の達成状況を点検・評価し、これらを藤枝市子ども・子育て会議に報告します。

2 実施状況の公表

スマイルプランの点検・評価及び藤枝市子ども・子育て会議での検討結果については、市のホームページで公表します。



第6章 子ども・子育てを取り巻く状況

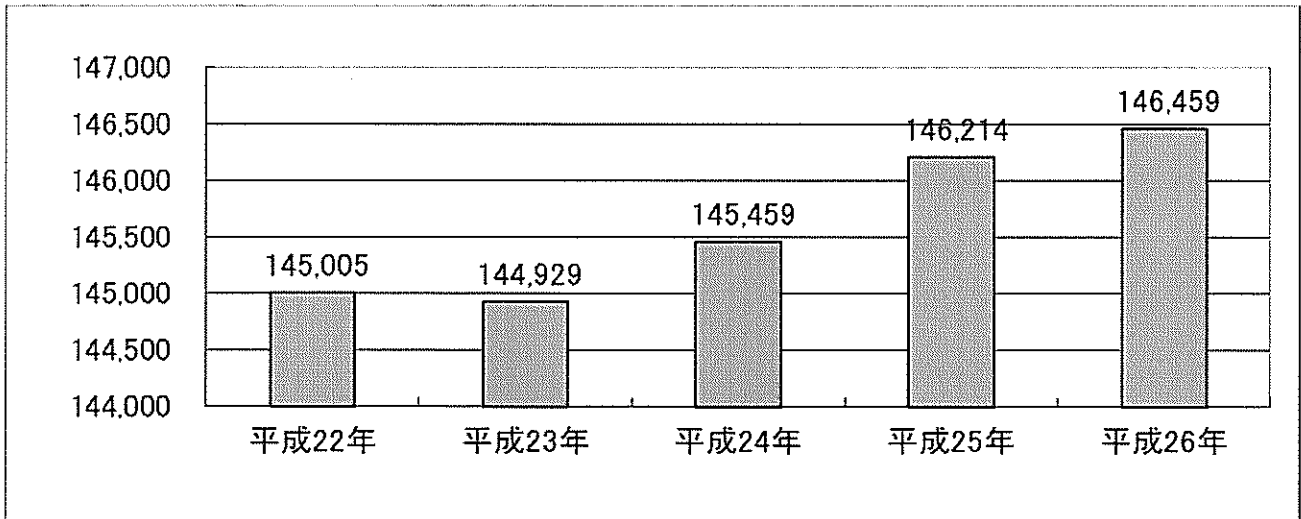
第1節 市の人口

1 人口の推移

本市の総人口は、平成24年以降は増加傾向で、人口ピラミッド（5歳階級別）をみると、60～69歳の「団塊の世代」と、35～44歳の「団塊ジュニア世代」の年齢層が多くなっています。35歳未満の年齢層では大きな山がみられず、特に20～24歳以下の年齢層が最も少なくなっています。

(1) 年別人口

(単位：人)

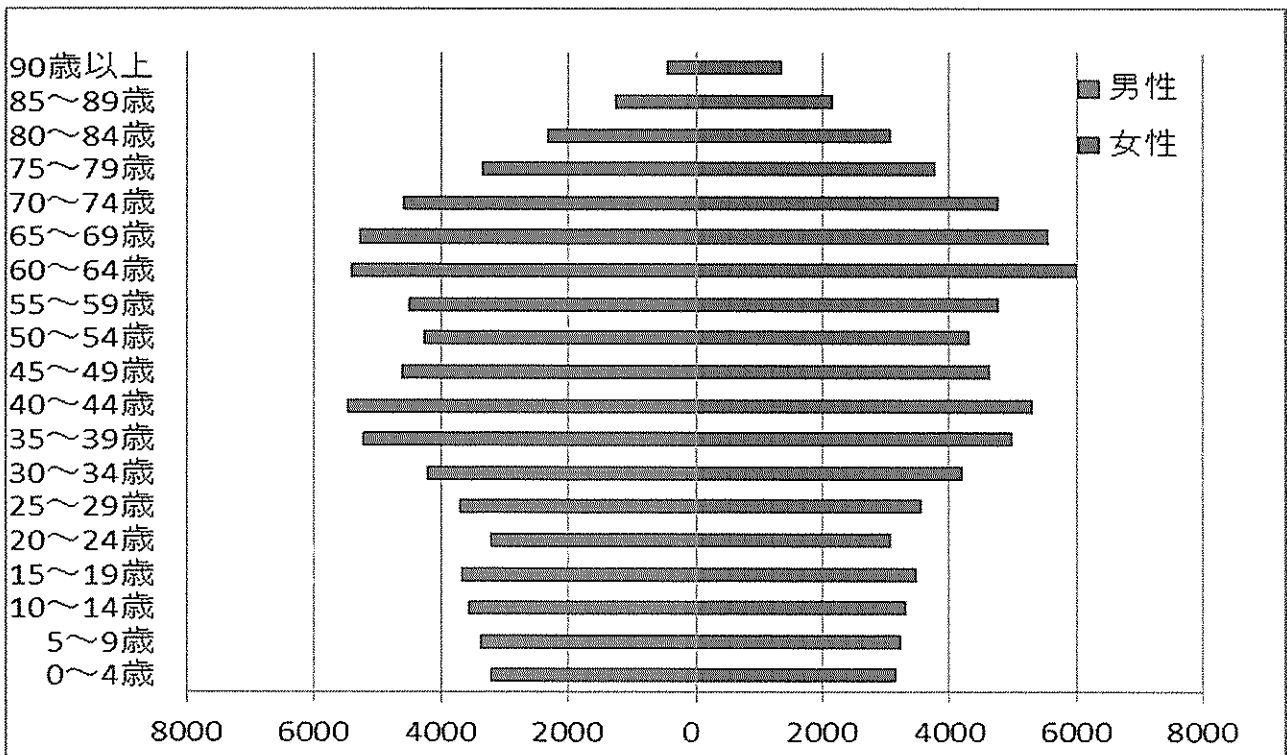


※各年3月31日現在

資料：市民課

(2) 人口ピラミッド(5歳階級別)

(単位：人)



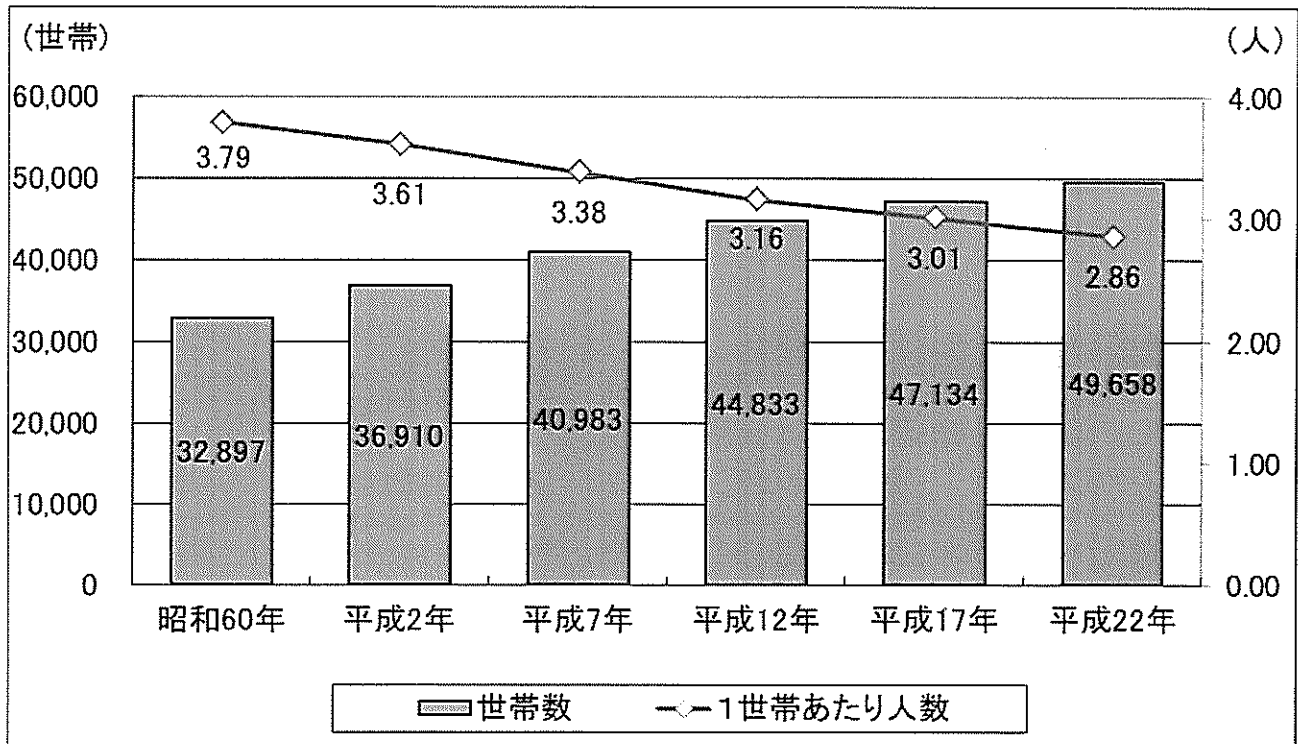
資料：市民課

2 世帯、未就学児人口の状況

(1) 世帯の状況

本市の世帯数は増加傾向にあります。1世帯あたりの人数は減少しています。単身世帯や核家族の増加によって、世帯の小規模が進んでいることがうかがえます。

(単位：世帯)

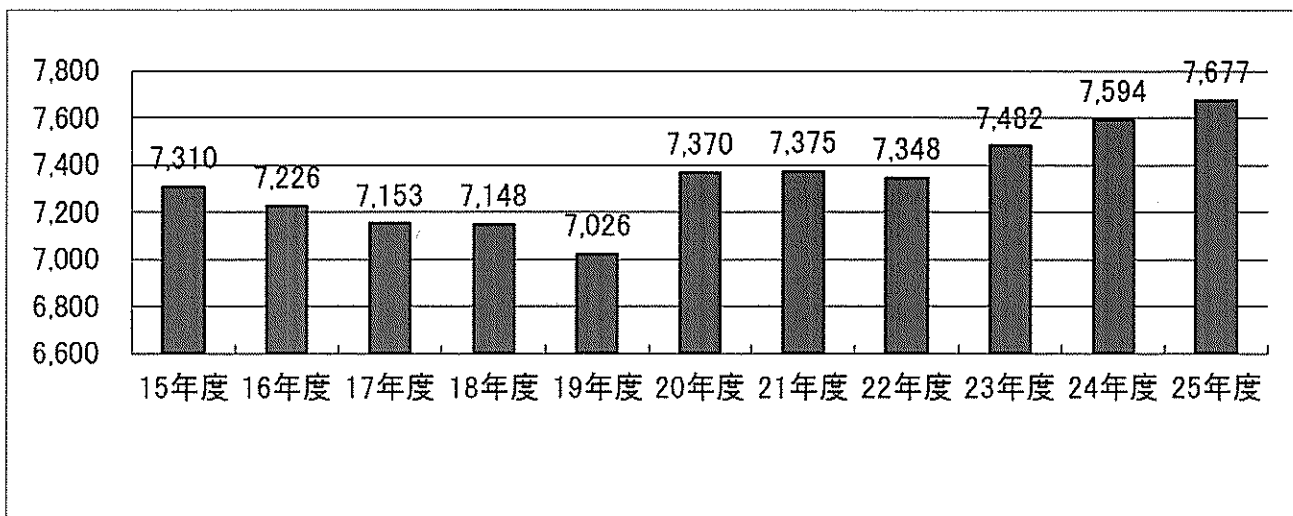


資料：国勢調査

(2) 未就学児人口

本市の未就学児の人口は平成15年度以降減少傾向にありましたが、平成21年1月に岡部町との合併により未就学児が増加しました。平成23年度以降は、若い子育て家庭の転入により増加傾向にあります。

(単位：人)



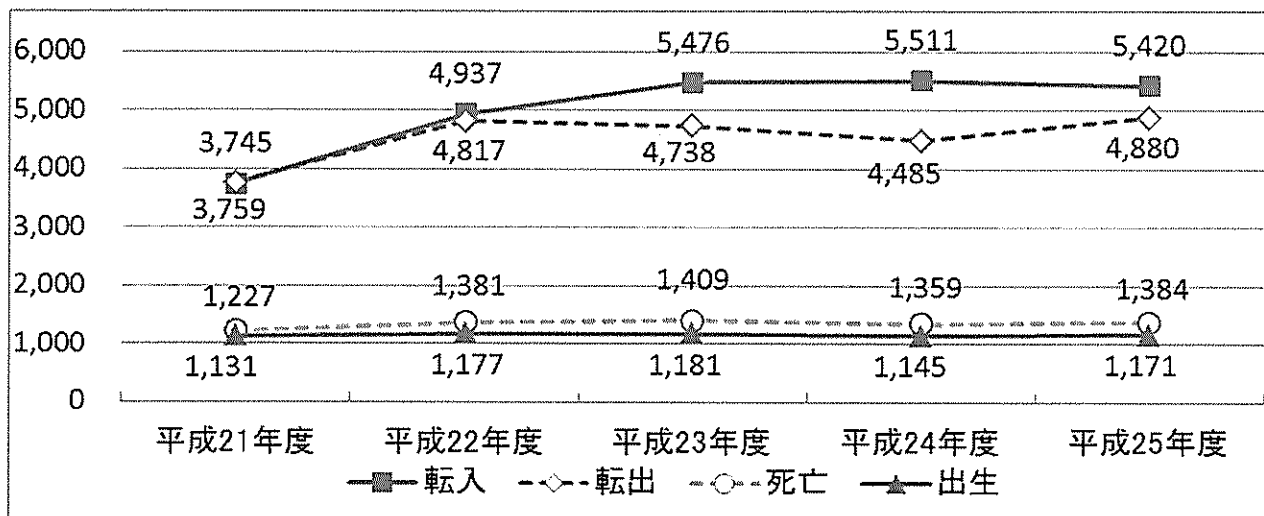
資料：市民課

3 人口の動態

近年の自然動態をみると、死亡数が出生数を上回り、自然減の状況にあります。社会動態では、平成21年度には転入と転出がほぼ同数でしたが、平成23年度以降は、転入が転出を上回っています。

【人口動態の推移】

(単位：人)



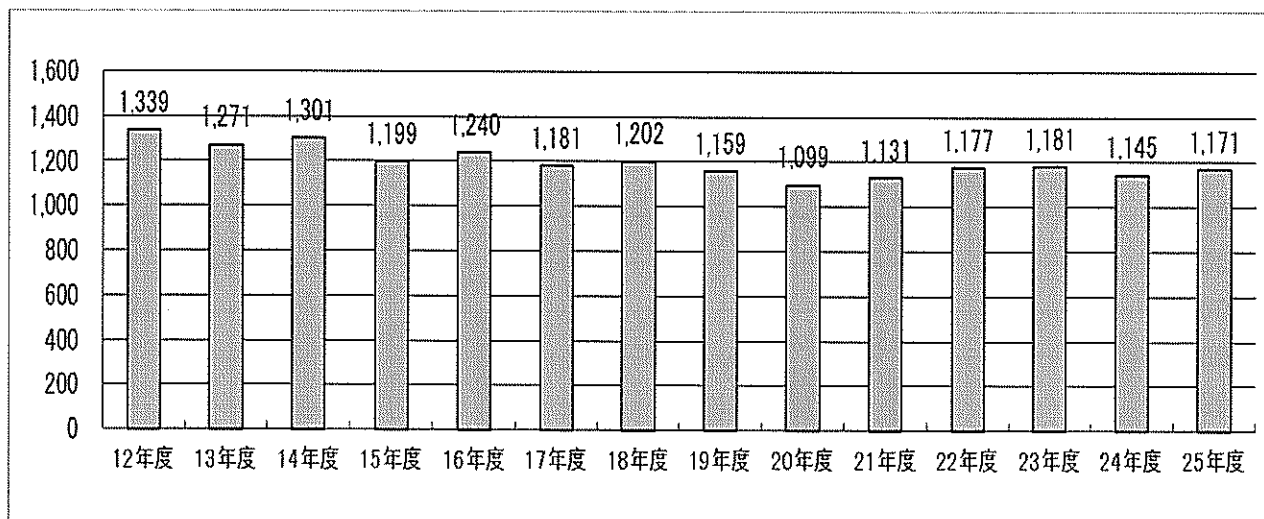
資料：市民課

4 出生

出生数は、1,200人前後で推移していましたが、近年は、1,200人を超えることは無く、横ばいの状況です。

【出生数の推移】

(単位：人)

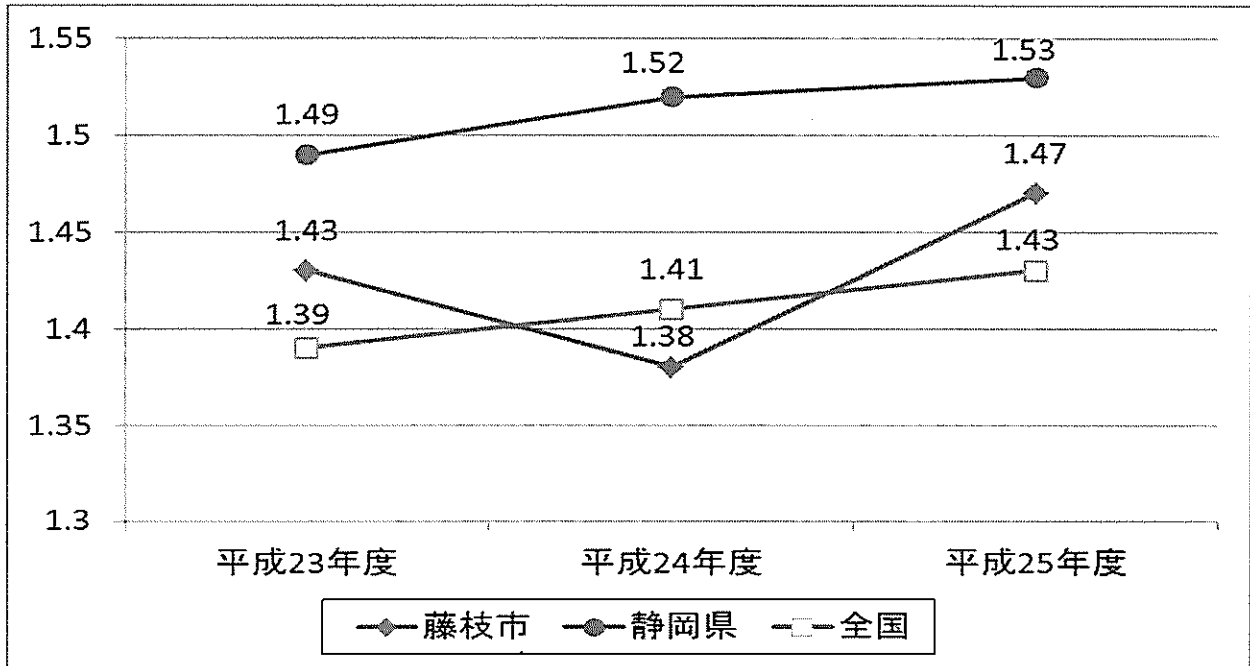


資料：市民課

5 合計特殊出生率

直近3年間の藤枝市の合計特殊出生率をみると、平成24年度に0.05ポイント減少していますが、平成25年度には0.09ポイント増加しています。静岡県や全国では、ゆるやかではありますが増加傾向にあるといえます。

(単位：人)



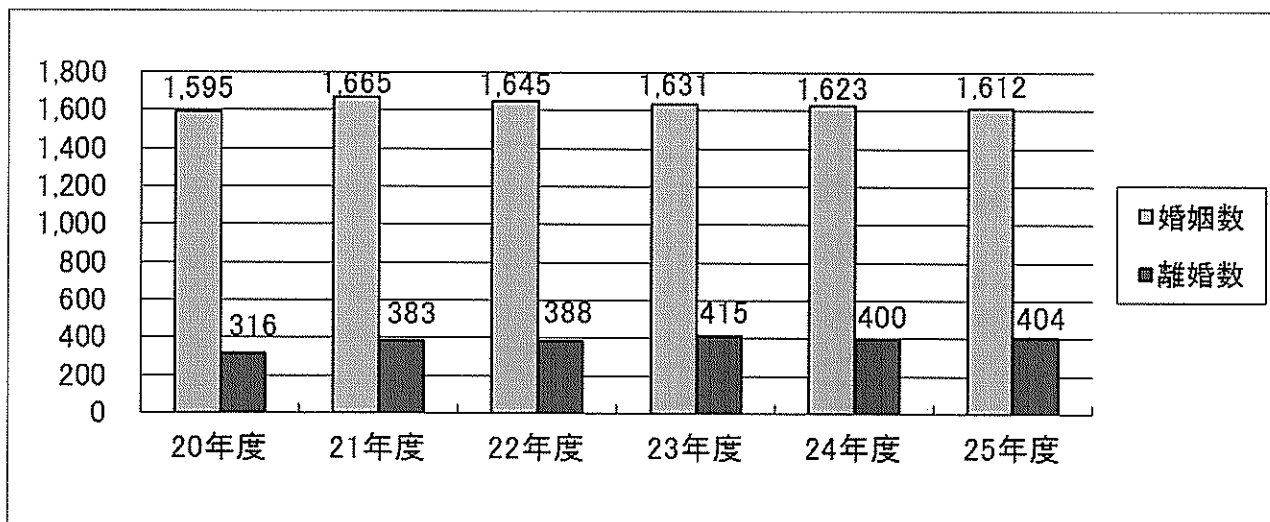
資料：県子ども未来課
企画政策課

第2節 婚姻の状況

婚姻の状況をみると、婚姻件数は平成21年度をピークにその後減少傾向にあります。離婚件数は、ばらつきはみられますが増加傾向にあります。

(1) 婚姻件数・離婚件数の推移

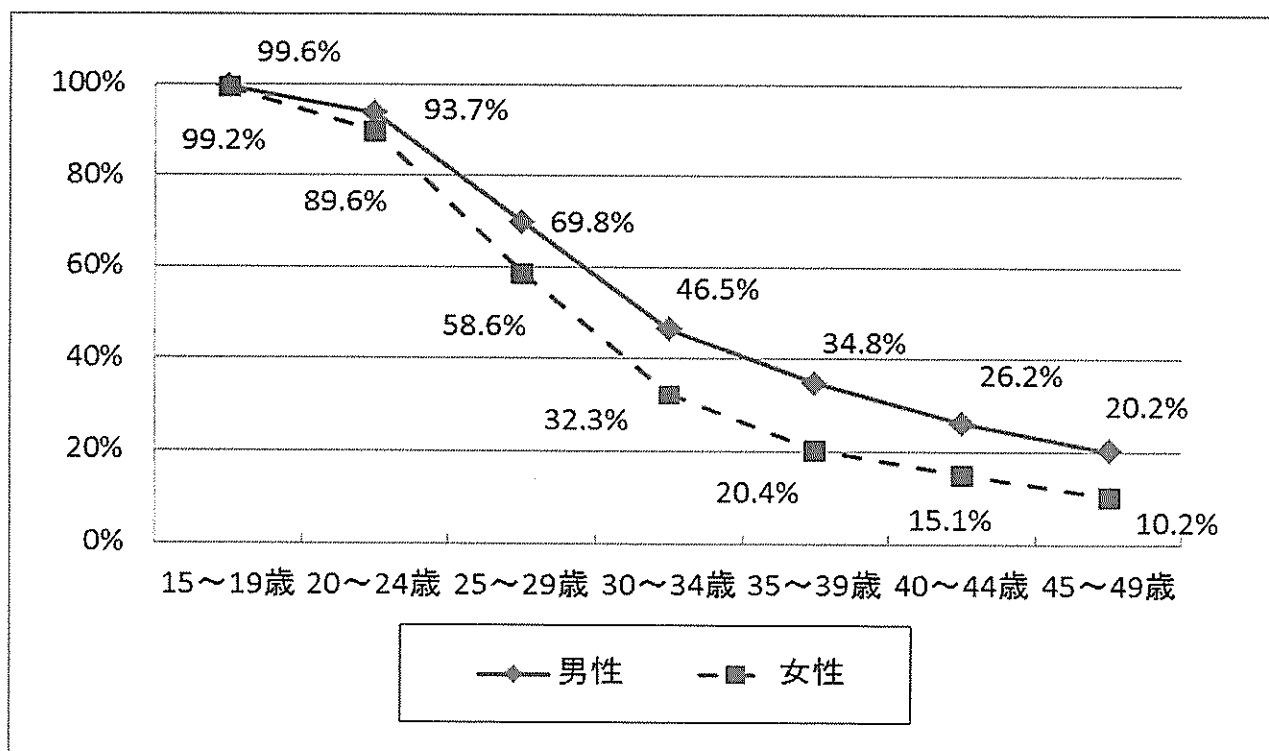
(単位：件)



資料：市政報告書

(2) 未婚率

(単位：%)



資料：国勢調査

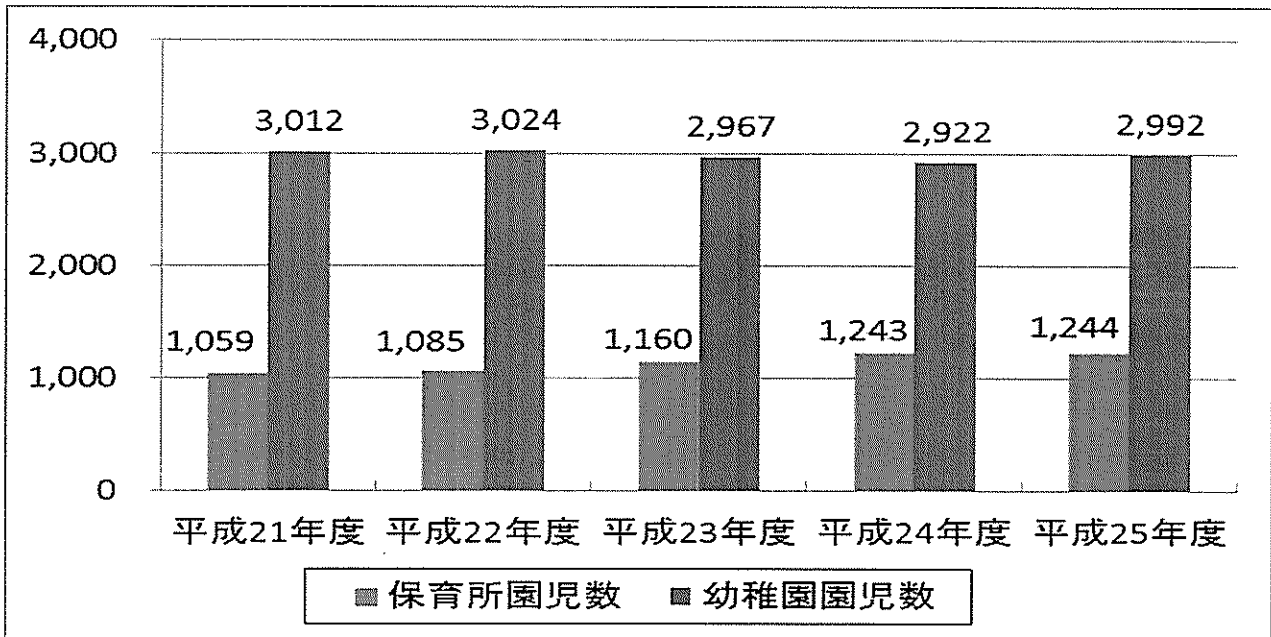
第3節 保育所、幼稚園、学校の状況

就学前の子どもの状況は、保育需要の高まりから保育所の園児数が増加傾向にあり、平成21年度は1,059人でありましたが、平成25年度には1,244人に増加しています。幼稚園の園児数はほぼ横ばいの3,000人前後で推移しています。

小学校の児童数は、年々減少しておりますが、中学校の生徒数は横ばいの状況です。

(1) 保育所・幼稚園園児数の推移

(単位：人)

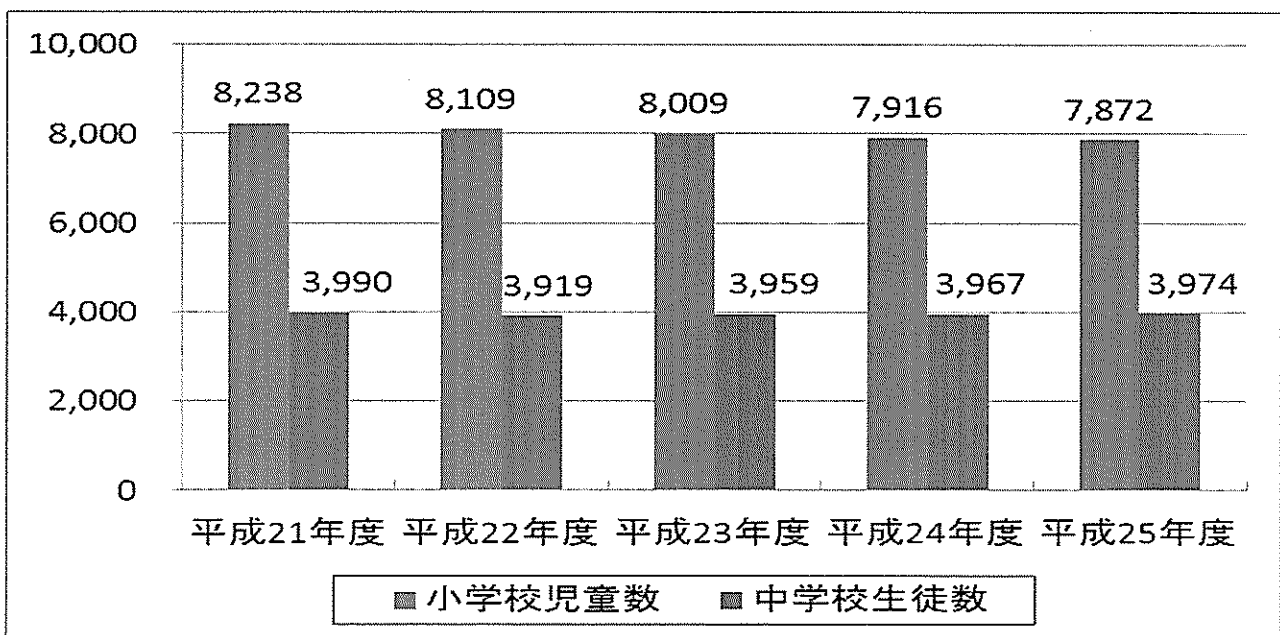


※【園児の年齢】保育所：0歳～5歳児 幼稚園：3歳～5歳児

資料：児童課

(2) 小学校児童・中学校生徒数の推移

(単位：人)



資料：児童課

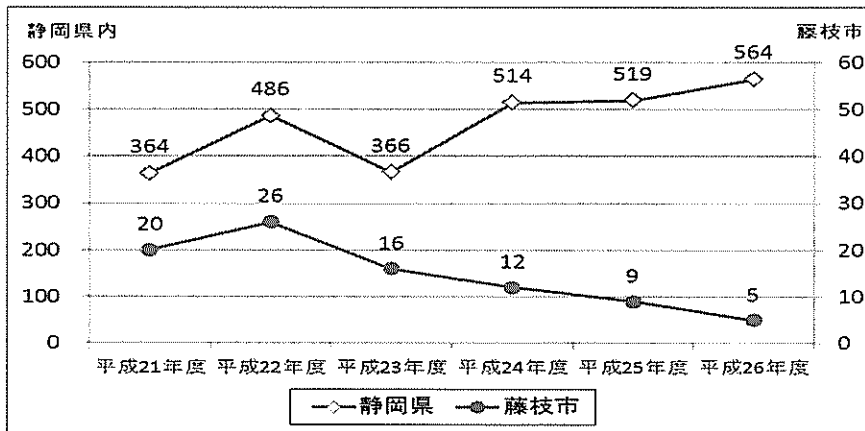
第4節 待機児童の状況

1 認可保育所待機児童数の推移（各年度4月1日現在）

本市の認可保育所の待機児童数は、平成22年度の26人が最大で、その後は保育定員の拡大に努め、年々減少しております。

過去5年間においては、市内初となる青島認定こども園が平成23年度に開園し、平成26年4月からは、市内で2園目となる広幡認定こども園が開園しました。その他にも、わかば保育園、ガゼルの森の開園、ひよこ保育園、たちばな保育園の改築を行いました。

（単位：人）



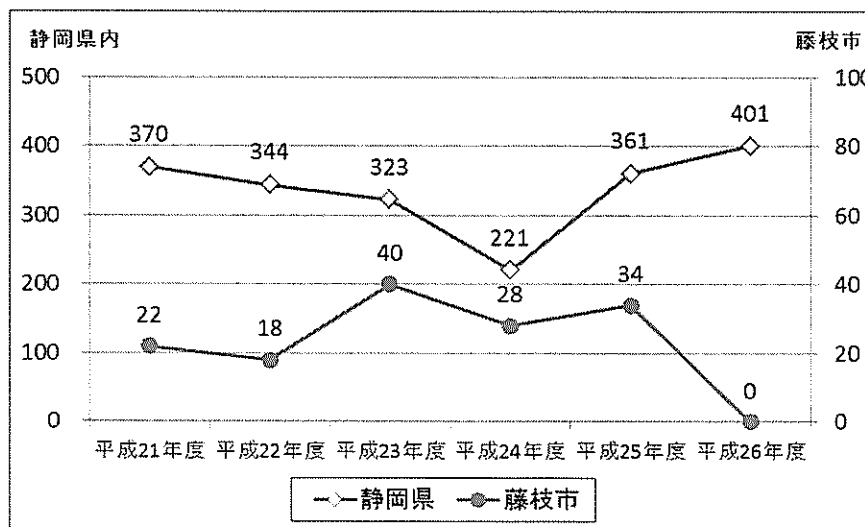
資料：県子ども未来課
児童課

2 放課後児童クラブ待機児童数の推移（各年度5月1日現在）

本市の放課後児童クラブの待機児童数は、平成23年度の40人が最大で、その後は施設整備によって定員を拡大し、平成26年度に待機児童を解消しました。

平成24年度には、市内初となる第2児童クラブを青島小学校区で創設し、平成26年度には、高洲小学校区で第2児童クラブを創設しました。その他にも、小学校余裕教室を活用した施設の拡充を行いました。

（単位：人）



資料：県子ども未来課
児童課

第7章 資料編

第1節 児童憲章

(昭和26年5月5日宣言)

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

- 1 すべての児童は、心身ともに、健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。
- 2 すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。
- 3 すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。
- 4 すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。
- 5 すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつつかわれる。
- 6 すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。
- 7 すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
- 8 すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。
- 9 すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、わるい環境からまもられる。
- 10 すべての児童は、虐待、酷使、放任その他不当な取扱いからまもられる。あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。
- 11 すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護があたえられる。
- 12 すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

第2節 藤枝市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、藤枝市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 藤枝市子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- (3) 特定教育・保育施設に関すること。
- (4) 特定地域型保育事業に関すること。
- (5) その他児童福祉関連施策の推進に関すること。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関する団体に所属する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 子育て会議に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 子育て会議の庶務は、児童福祉を所掌する課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 子育て会議の最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

第3節 藤枝市子ども・子育て会議委員名簿

選出区分毎、五十音順、敬称略

No.	選出区分	氏名	所属等	備考
1	1号	松永由弥子	学校法人 新静岡学園 静岡産業大学准教授	学識経験者
2	1号	村田久典 (~平成26年 4月21日)	藤枝市立葉梨小学校長	校長会代表
		石間澄枝 (平成26年 4月22日~)	藤枝市立高洲南小学校長	
3	1号	山根紗智子 (~平成26年 9月30日)	藤枝市教育委員	教育委員代表
		瀧下悦代 (平成26年11月17日~)		
4	2号	井原佳明	社会福祉法人 青山会 たちばな保育園長	保育園長代表
5	2号	片山由香里	藤枝託児ボランティアサークル 代表	市民活動団体代表
6	2号	鈴木正篤	学校法人 藤枝スズキ学園 理事長 (平島幼稚園)	私立幼稚園協会代表
7	2号	松山裕美	藤枝市立高洲南小学校区 みなみっこ児童クラブ指導員	児童クラブ指導員代表
8	3号	青島満博	藤枝市社会福祉協議会 常務理事	社会福祉協議会代表
9	3号	小松剛志 (~平成26年 2月12日)	大洲地区民生委員・児童委員協議 会会長	民生委員・児童委員協 議会代表
		鈴木芳子 (平成26年 2月13日~)	大洲地区民生委員・児童委員協議 会委員	
10	3号	下村昌久 (~平成26年 4月21日)	青少年健全育成推進協議会会長	青少年健全育成推進会 議代表
		鈴木英吾 (平成26年4月22日~)		
11	3号	鈴木英吾 (~平成26年 4月21日)	藤枝市自治会連合会副会長	自治会連合会代表
		臼ヶ谷徹 (平成26年 4月22日~)		

12	4号	井戸上久美子	幼稚園児をもつ親代表	私立幼稚園協会推薦
13	4号	殿村茂公	児童クラブを利用する親代表	地域子育てアドバイザー推薦
14	4号	西山実紗子 (~平成26年 4月21日) ----- 大石有美 (平成26年 4月22日~)	保育園児をもつ親代表	保育園長推薦
15	4号	渡邊哲朗	事業主代表 株式会社エクノスワタナベ代表取締役 社長	商工会議所推薦

※任期：平成25年10月30日~平成27年3月31日

第4節 計画策定の経緯

日付	実施事項	内 容
平成25年10月30日	第1回子ども・子育て会議	子ども・子育て会議の運営について 利用者希望把握調査（ニーズ調査）について 子ども・子育て支援新制度について 児童福祉行政について
11月12日 ～12月10日	ニーズ調査 (放課後児童クラブ調査)	放課後児童クラブ入会中の児童の保護者624人を対象に実施
11月14日 ～12月10日	ニーズ調査 (就学前児童調査)	市内在住の未就学児の保護者1500人（無作為抽出）を対象に実施
平成26年2月13日	第2回子ども・子育て会議	ニーズ調査中間報告 地域型保育事業について 子ども・子育て支援新制度について
4月22日	第3回子ども・子育て会議	ニーズ調査結果報告 特定教育・保育施設の運営に関する基準（案）について 特定地域型保育事業者の運営に関する基準（案）について 家庭的保育事業等の設備運営基準（案）について 放課後児童健全育成事業の設備運営基準（案）について
5月19日	第4回子ども・子育て会議	特定教育・保育施設の運営に関する基準条例骨子（案）について 特定地域型保育事業の運営に関する基準条例骨子（案）について 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準条例骨子（案）について 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準条例骨子（案）について 子ども・子育て支援事業計画（案）について 子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出方法について 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域設定について
7月22日	第5回子ども・子育て会議	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（案）について 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）について 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）について 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定について 保育の必要性の認定について 藤枝市の子育てを取り巻く状況について 公定価格について 新制度移行による変更点について
8月19日	第6回子ども・子育て会議	次世代育成支援行動計画【後期計画】進捗管理について 子ども・子育て支援事業計画（案）について 利用者負担について
11月17日	第7回子ども・子育て会議	子ども・子育て支援事業計画（案）について 地域型保育事業の認可事務について 利用調整について
12月19日	第8回子ども・子育て会議	子ども・子育て支援事業計画（案）について 認可外保育所の認可移行について
平成27年1月23日 ～2月16日	パブリックコメント実施	ホームページ、各市立公民館、児童課窓口等で計画書案の公表及び意見聴取
3月13日	第9回子ども・子育て会議	子ども・子育て支援事業計画について

第5節 子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査結果

1 調査の目的

ニーズ調査は、現在の幼児教育、保育、地域における子育て支援事業の利用状況及び今後の利用見込みについて把握し、5か年の計画期間における確保方策策定のために実施しました。

2 調査概要

- (1) 調査名称 : 子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査
- (2) 調査地域 : 藤枝市全域
- (3) 調査対象者 : 就学前児童の保護者 (就学前児童調査)
放課後児童クラブ入会中の児童の保護者 (放課後児童クラブ調査)
- (4) 調査期間 : 平成25年11月12日～平成25年12月10日
- (5) 配布数及び回収状況

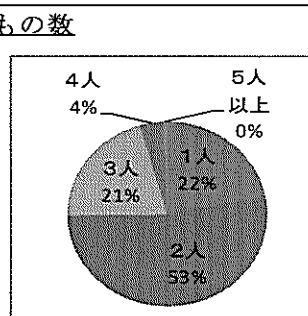
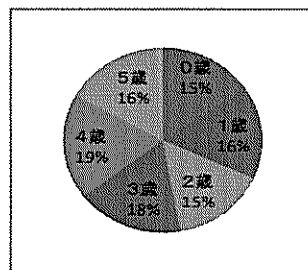
	配布数	回収数	回収率
就学前児童調査	1,500	849	56.6%
放課後児童クラブ調査	624	518	83.0%

3 調査結果

- (1) 就学前児童調査結果 (主要な設問のみ抜粋で掲載)

(単位: 人)

問1 回答者の所在の小校区	問3 調査対象となった子どもの年齢	問4 回答者の子どもの数
1 藤枝	2 0歳 131	1 1人 183
2 藤枝中央	5 2歳 139	2 2人 443
3 西益津	55 3歳 130	3 3人 174
4 青島	106 4歳 149	4 4人 32
5 青島東	55 5歳 134	5 5人以上 5
6 葉梨	68 無回答 9	
7 葉梨西北	14	
8 高洲	70	
9 大洲	68	
10 稲葉	0	
11 瀬戸谷	28	
12 広幡	65	
13 藤岡	4	
14 高洲南	59	
15 青島北	50	
16 岡部	54	
17 朝比奈第一	12	
18 その他・無回答	134	
合計	849	

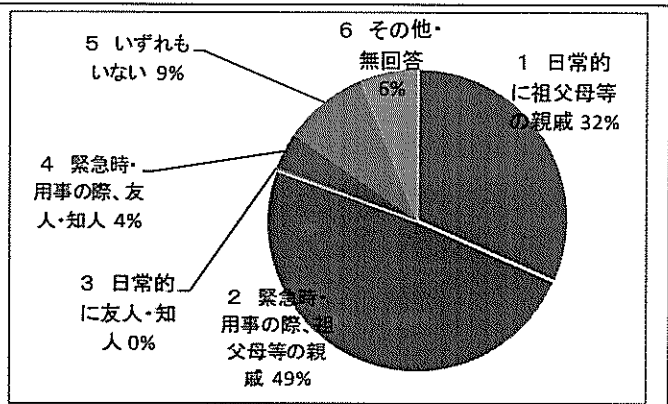


(単位：人)

問5 家族構成について (複数回答)		
1	父と母と一緒に住んでいる	798
2	父と一緒に住んでいる	7
3	母と一緒に住んでいる	28
4	祖父と一緒に住んでいる	203
5	祖母と一緒に住んでいる	226
6	祖父が近所に住んでいる	336
7	祖母が近所に住んでいる	361
8	その他・無回答	42

問6 子育てを主に行っている方は		
1	父母ともに	425
2	主に父親	6
3	主に母親	391
4	主に祖父母	12
5	その他・無回答	15

問7 子どもの面倒を見てくれる人がいるか		
1	日常的に祖父母等の親戚	268
2	緊急時・用事の際、祖父母等の親戚	415
3	日常的に友人・知人	2
4	緊急時・用事の際、友人・知人	33
5	いずれもない	78
6	その他・無回答	53



問8 気軽に相談できる人はいるか (複数回答)		
1	配偶者や親、兄弟姉妹	712
2	友人や知人	645
3	近所の人	169
4	幼稚園や保育所の職員	33
5	行政機関の職員	78
6	子育てに関する施設の職員	53
7	民生委員・児童委員	2
8	かかりつけの医師	70
9	その他	21
10	気軽に相談できる人はいない	10
11	その他・無回答	14

問9 必要とする場所や活動は (複数回答)		
1	悩みを気軽に相談できる場所	363
2	仲間づくりを支援してくれる場所	282
3	しつけなどを教えてくれる場所	287
4	同年代の子どもが交流できる場所	507
5	世代間交流ができる場所	206
6	子どもに遊びを教えてくれる場所	312
7	不意の外出時に預かってくれる場所	428
8	オムツ交換ができる場所	363
9	子育て家庭の家事を支援する活動	137
10	交通安全や防犯パトロール	326
11	公園などの清掃等の活動	270
11	その他・無回答	107

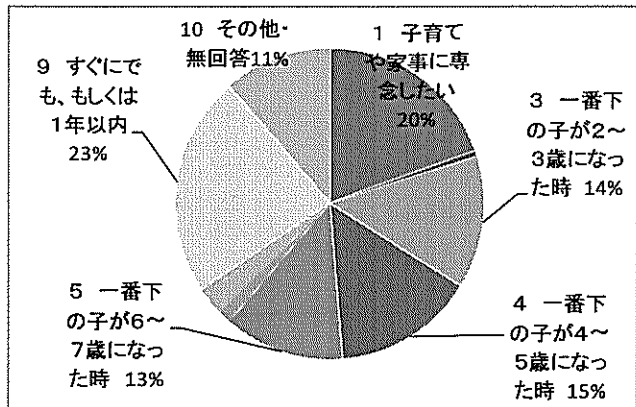
問10-(1) 父親の就労状況		
1	フルタイムで就労	801
2	フルタイムで就労予定	0
3	パートタイム・アルバイトで就労	3
4	パートタイム、アルバイトで就労予定	0
5	以前は就労していたが、現在無職	5
6	これまで就労したことがない	0
7	その他・無回答	40

問10-(2) 母親の就労状況		
1	フルタイムで就労	199
2	フルタイムで就労予定	28
3	パートタイム・アルバイトで就労	218
4	パートタイム、アルバイトで就労予定	7
5	以前は就労していたが、現在無職	353
6	これまで就労したことがない	25
7	その他・無回答	19

(単位：人)

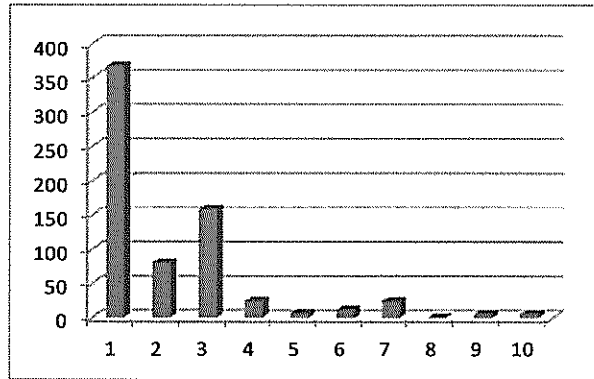
問10-2-(2) 母親の就労意欲等について (問10-(2)において、5と6を回答した人)

1	子育てや家事に専念したい	74
2	一番下の子が1歳になった時	2
3	一番下の子が2～3歳になった時	52
4	一番下の子が4～5歳になった時	56
5	一番下の子が6～7歳になった時	48
6	一番下の子が8～9歳になった時	5
7	一番下の子が10～11歳になった時	9
8	一番下の子が12歳以上になった時	2
9	すぐにでも、もしくは1年以内	87
10	その他・無回答	43



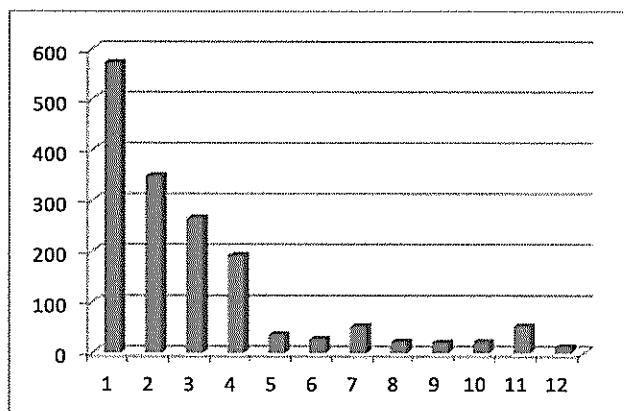
問11-1 平日の教育・保育施設の利用状況 (複数回答)

1	幼稚園	368
2	幼稚園の預かり保育	81
3	認可保育所	159
4	認定こども園	25
5	家庭的保育事業	7
6	事業所内保育施設	13
7	認可外保育施設	25
8	居宅訪問型保育	1
9	ファミリーサポートセンター事業	6
10	その他・無回答	6



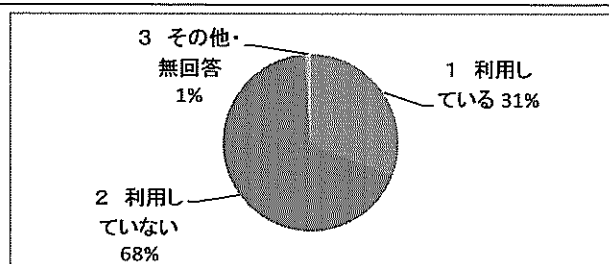
問12 定期的に利用したい平日の教育・保育事業は【複数回答可】

1	幼稚園	573
2	幼稚園の預かり保育	349
3	認可保育所	266
4	認定こども園	192
5	小規模保育施設	37
6	家庭的保育事業	28
7	事業所内保育施設	53
8	認可外保育施設	23
9	認証・認定保育施設	21
10	居宅訪問型保育	22
11	ファミリーサポートセンター事業	53
12	その他・無回答	12



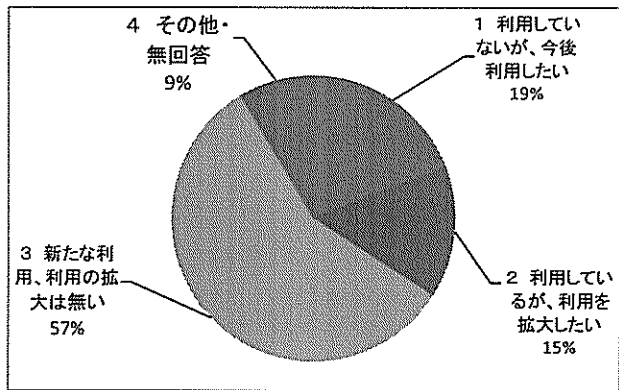
問14 地域子育て支援事業を利用しているか

1	利用している	263
2	利用していない	578
3	その他・無回答	8



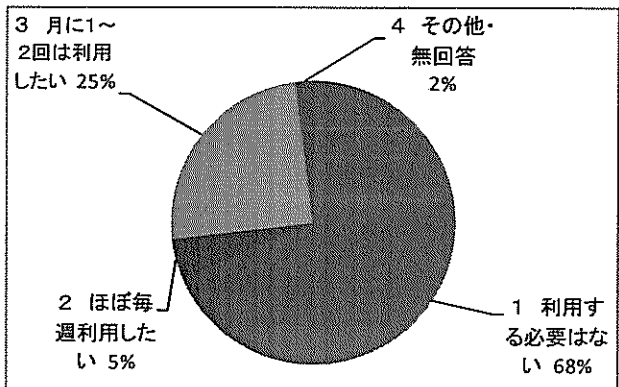
問15 地域子育て支援事業の今後の利用見込みについて

1 利用していないが、今後利用したい	162
2 利用しているが、利用を拡大したい	127
3 新たな利用、利用の拡大は無い	487
4 その他・無回答	73



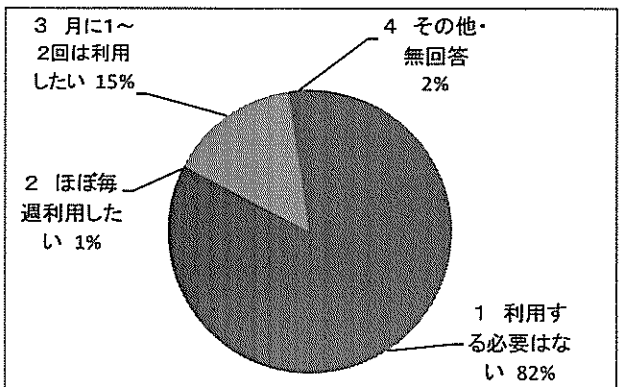
問17-(1) 土曜日の幼稚園、保育所等の利用希望について

1 利用する必要はない	581
2 ほぼ毎週利用したい	40
3 月に1～2回は利用したい	211
4 その他・無回答	17



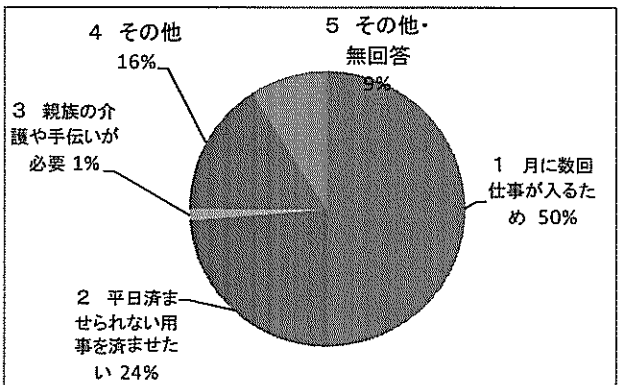
問17-(2) 日曜日・祝日の幼稚園、保育所等の利用希望について

1 利用する必要はない	693
2 ほぼ毎週利用したい	9
3 月に1～2回は利用したい	127
4 その他・無回答	20



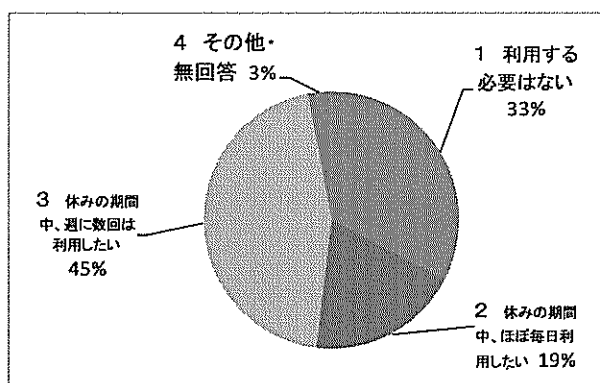
問17-1 土・日曜日等、たまに幼稚園、保育所等を利用したい理由は

1 月に数回仕事が入るため	148
2 平日済ませられない用事を済ませたい	71
3 親族の介護や手伝いが必要	4
4 その他	47
5 その他・無回答	27



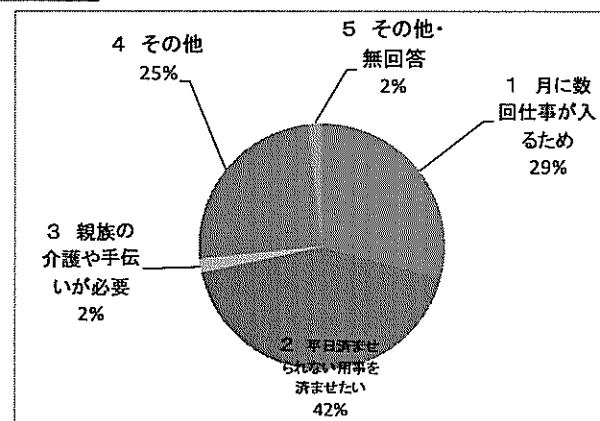
問18 夏休み・冬休み等の幼稚園の利用希望について (幼稚園利用者のみ)

1	利用する必要はない	120
2	休みの期間中、ほぼ毎日利用したい	71
3	休みの期間中、週に数回は利用したい	166
4	その他・無回答	11



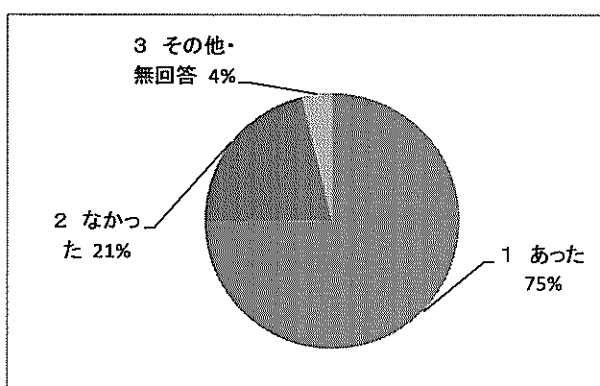
問18-1 夏休み・冬休み等、幼稚園を利用したい理由は

1	月に数回仕事が入るため	49
2	平日済ませられない用事を済ませたい	72
3	親族の介護や手伝いが必要	3
4	その他	42
5	その他・無回答	3



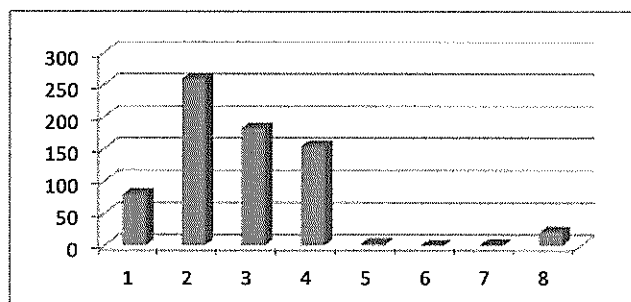
問19 子どもが病気で、幼稚園・保育所等が利用できなかったことがあったか

1	あった	450
2	なかった	128
3	その他・無回答	23



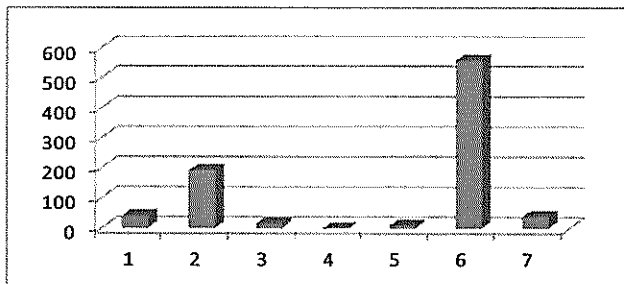
問19-1 幼稚園・保育所等が利用できなかったときの対処方法 (複数回答)

1	父親が休んだ	80
2	母親が休んだ	259
3	親族・知人にみてもらった	182
4	父又は母の未就労の方がみた	154
5	病児・病後児保育を利用した	3
6	ベビーシッターを利用した	0
7	仕方なく子どもだけにしてしまった	1
8	その他・無回答	21



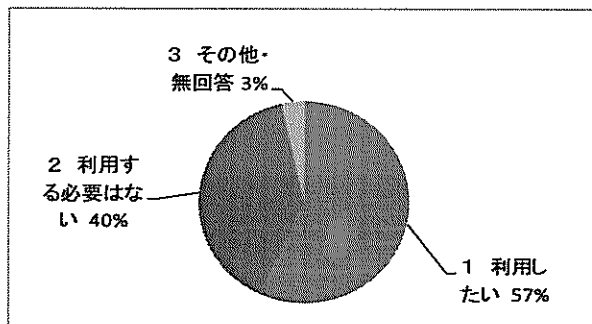
問20 保育所の一時預かり等の利用状況 (複数回答)

1 認可保育所の一時預かり	42
2 幼稚園の預かり保育	192
3 ファミリーサポートセンター事業	15
4 ベビーシッター	0
5 その他	10
6 利用していない	558
7 その他・無回答	40



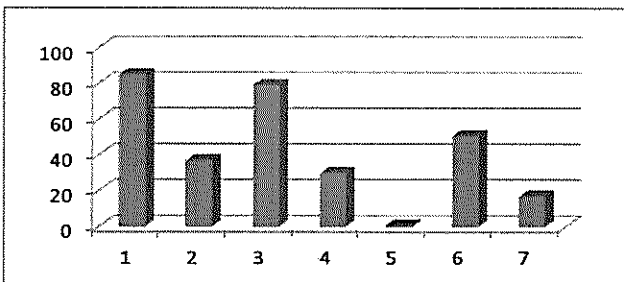
問21 保育所の一時預かり等を今後どの位利用したいか (複数回答)

1 利用したい	482
2 利用する必要はない	337
3 その他・無回答	30



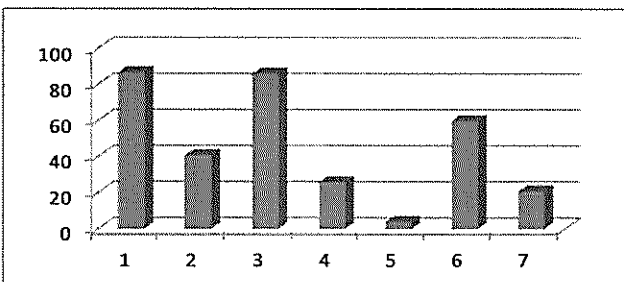
問23 小学校就学後の放課後の過ごさせ方について (複数回答)

1 自宅	85
2 祖父母宅や友人・知人宅	37
3 習い事	79
4 放課後児童クラブ	30
5 公民館	1
6 その他 (公園、外遊び)	51
7 その他・無回答	17



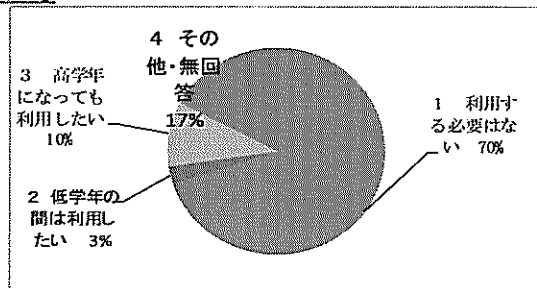
問24 小学校高学年になった時の放課後の過ごさせ方について (複数回答)

1 自宅	87
2 祖父母宅や友人・知人宅	41
3 習い事	86
4 放課後児童クラブ	26
5 公民館	4
6 その他 (公園、外遊び)	60
7 その他・無回答	21



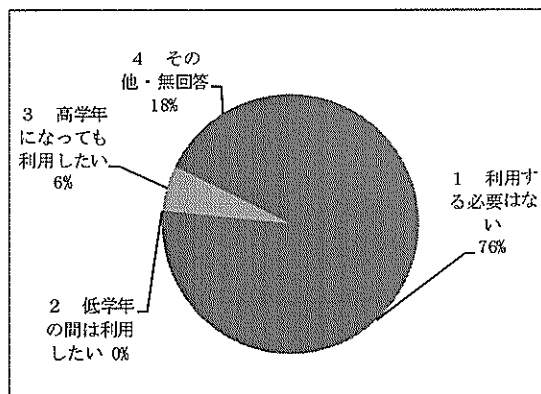
問25-(1) 土曜日の放課後児童クラブの利用希望について

1 利用する必要はない	97
2 低学年の間は利用したい	4
3 高学年になっても利用したい	14
4 その他・無回答	24



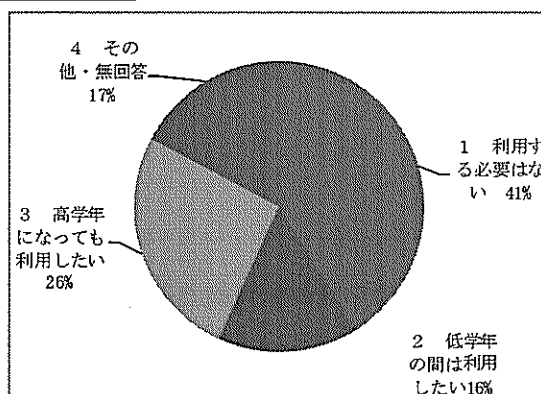
問25-(2) 日曜日・祝日の放課後児童クラブの利用希望について

1 利用する必要はない	108
2 低学年の間は利用したい	0
3 高学年になっても利用したい	8
4 その他・無回答	25



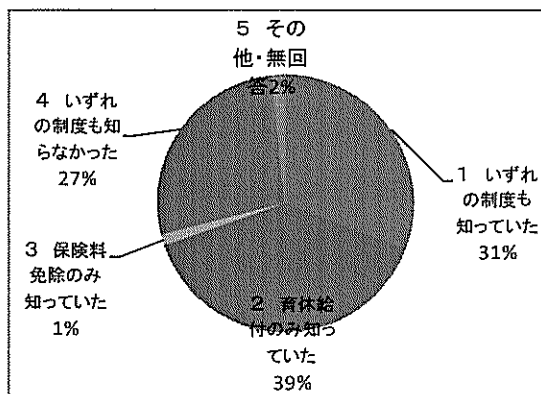
問26 夏休み・冬休み等の放課後児童クラブの利用希望について

1 利用する必要はない	57
2 低学年の間は利用したい	22
3 高学年になっても利用したい	36
4 その他・無回答	24



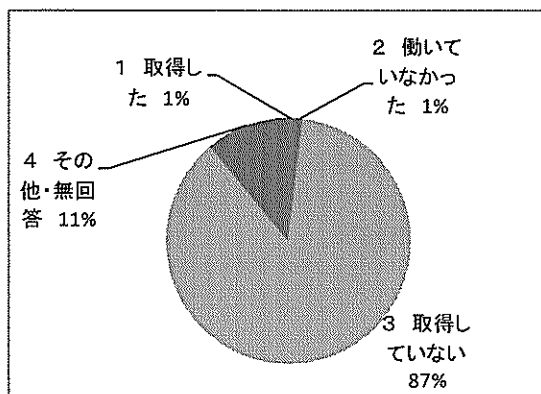
問27 健康保険及び厚生年金保険の保険料が免除になる仕組みについて

1 いずれの制度も知っていた	262
2 育休給付のみ知っていた	329
3 保険料免除のみ知っていた	12
4 いずれの制度も知らなかった	232
5 その他・無回答	14



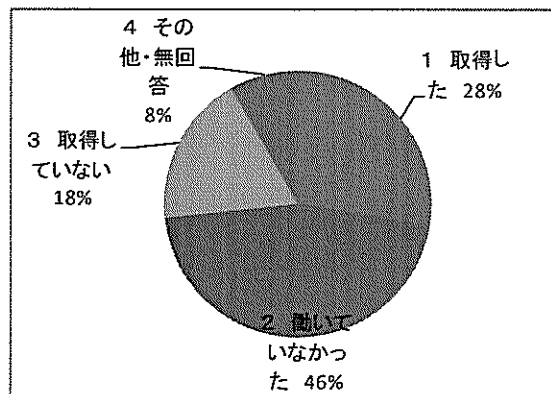
問28 父親の育児休業の取得状況

1 取得した	9
2 働いていなかった	7
3 取得していない	739
4 その他・無回答	94



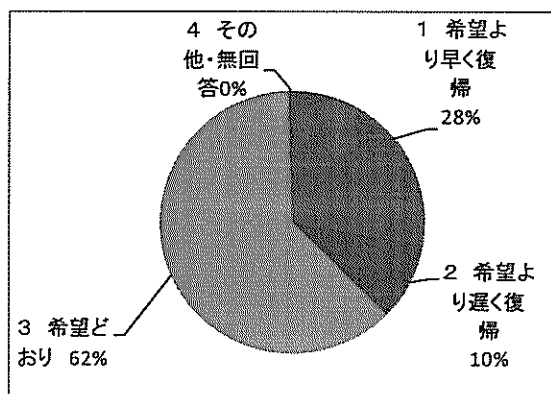
問28 母親の育児休業の取得状況

1 取得した	235
2 働いていなかった	387
3 取得していない	157
4 その他・無回答	70



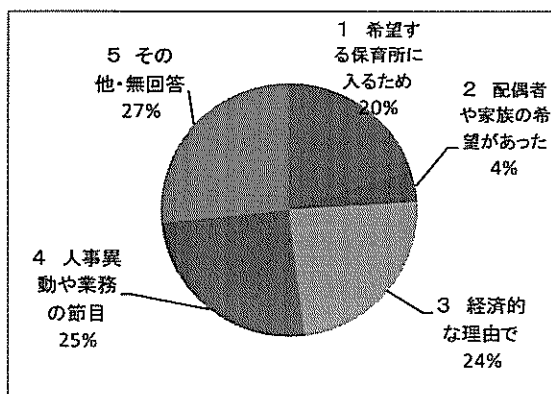
問28-1-2 母親の育児休業からの復帰時期

1 希望より早く復帰	52
2 希望より遅く復帰	18
3 希望どおり	116
4 その他・無回答	1



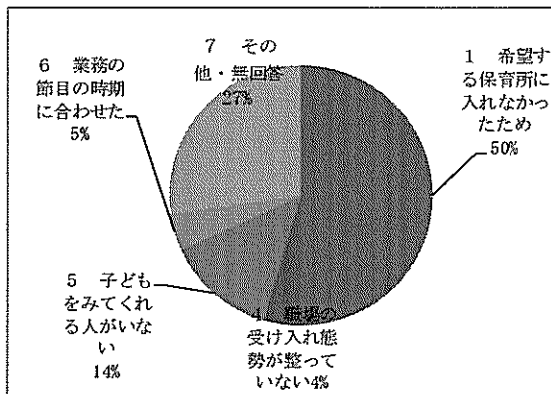
問28-1-2(1) 希望より早い復帰の理由

1 希望する保育所に入るため	15
2 配偶者や家族の希望があった	3
3 経済的な理由で	18
4 人事異動や業務の節目	19
5 その他・無回答	20



問28-1-2(1) 希望より遅い復帰の理由

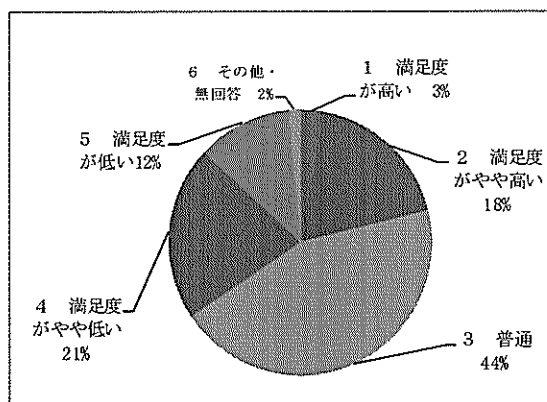
1 希望する保育所に入れなかったため	11
2 自分や子どもなどが体調不良	0
3 配偶者や家族の希望があった	0
4 職場の受け入れ態勢が整っていない	1
5 子どもをみてくれる人がいない	3
6 業務の節目の時期に合わせた	1
7 その他・無回答	6



(単位：人)

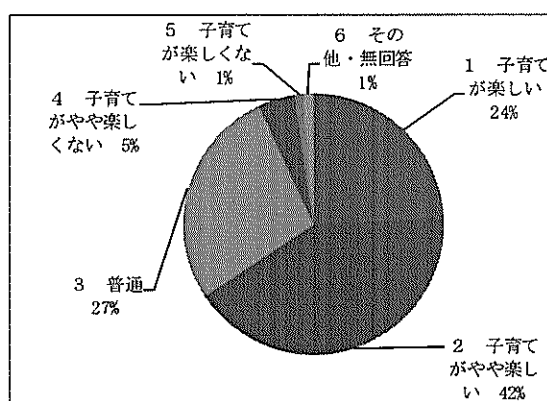
問29-(1) 地域における子育て環境や支援への満足度

1	満足度が高い	25
2	満足度がやや高い	155
3	普通	377
4	満足度がやや低い	181
5	満足度が低い	99
6	その他・無回答	12



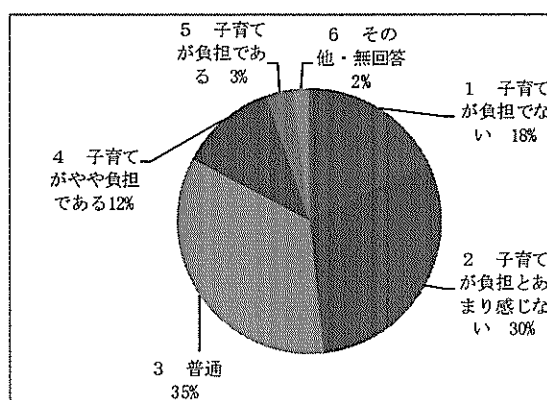
問29-(2) 子育ての楽しさ

1	子育てが楽しい	206
2	子育てがやや楽しい	352
3	普通	232
4	子育てがやや楽しくない	39
5	子育てが楽しくない	9
6	その他・無回答	11



問29-(3) 子育ての負担感

1	子育てが負担でない	152
2	子育てが負担とあまり感じない	258
3	普通	292
4	子育てがやや負担である	102
5	子育てが負担である	28
6	その他・無回答	17



(2) 放課後児童クラブ調査結果 (主要な設問のみ抜粋で掲載)

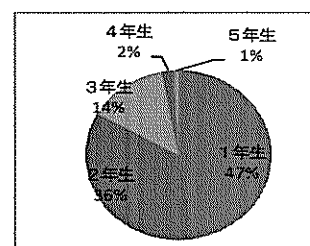
(単位：人)

問1 在席する小学校

1	藤枝	29	11	瀬戸谷	4
2	藤枝中央	29	12	広幡	33
3	西益津	26	13	藤岡	27
4	青島	80	14	高洲南	40
5	青島東	57	15	青島北	32
6	葉梨	21	16	岡部	43
7	葉梨西北	9	17	朝比奈第一	6
8	高洲	35	18	無回答	1
9	大洲	34			
10	稲葉	12		合計	518

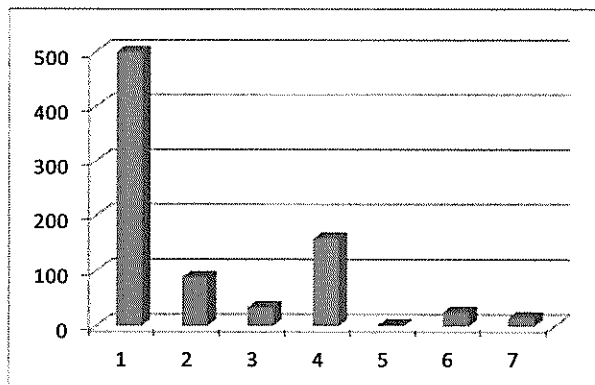
問2 調査対象となった子どもの学年

1	1年生	246
2	2年生	185
3	3年生	72
4	4年生	11
5	5年生	3
6	6年生	0
7	無回答	1



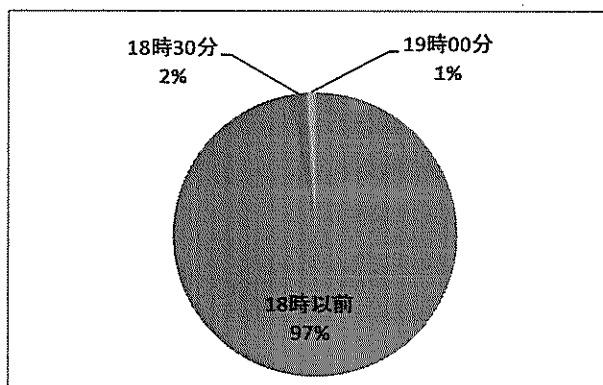
問3-① 小学校低学年の放課後の過ごし方 (複数回答)

1	放課後児童クラブ	499
2	自宅	89
3	祖父母宅や友人・知人宅	34
4	習い事 (ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)	159
5	公民館	2
6	その他 (公園、外遊びなど)	26
7	不明・無回答	16



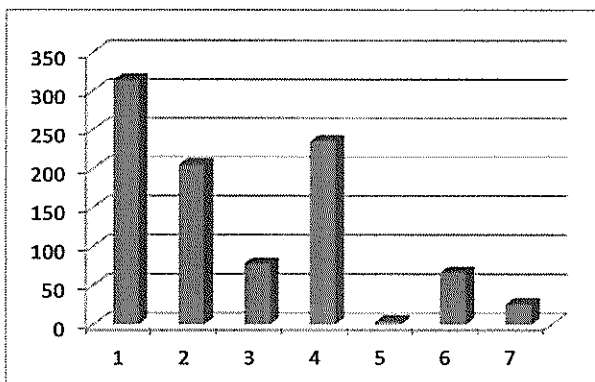
問3-② 小学校低学年の放課後の過ごし方 (放課後児童クラブ) 下校時からの預かり希望時間

1	18時以前	484
2	18時30分	10
3	19時00分	5
4	19時30分	0
5	不明・無回答	0



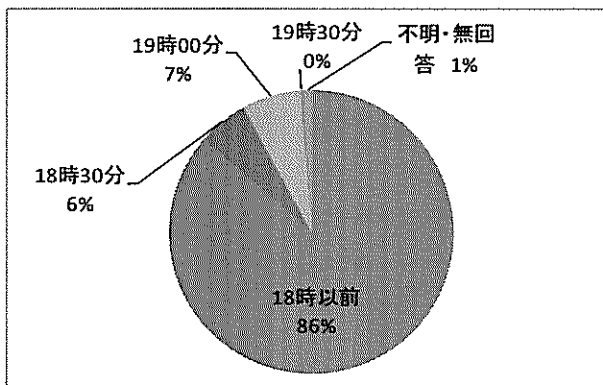
問4-① 小学校高学年の放課後の過ごし方 (複数回答)

1	放課後児童クラブ	314
2	自宅	205
3	祖父母宅や友人・知人宅	78
4	習い事 (ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)	235
5	公民館	4
6	その他 (公園、外遊びなど)	67
7	不明・無回答	26



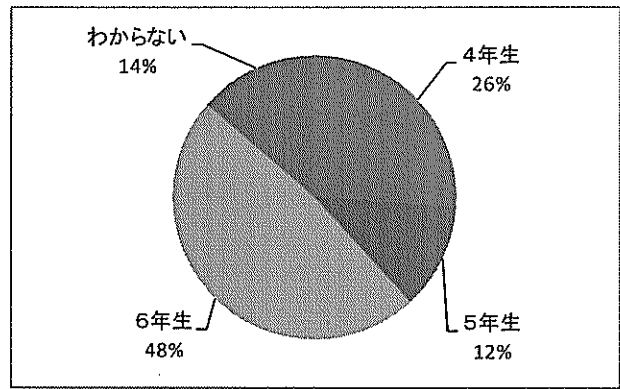
問4-② 小学校高学年の放課後の過ごし方 (放課後児童クラブ) 下校時からの預かり希望時間

1	18時以前	271
2	18時30分	18
3	19時00分	21
4	19時30分	1
5	不明・無回答	3



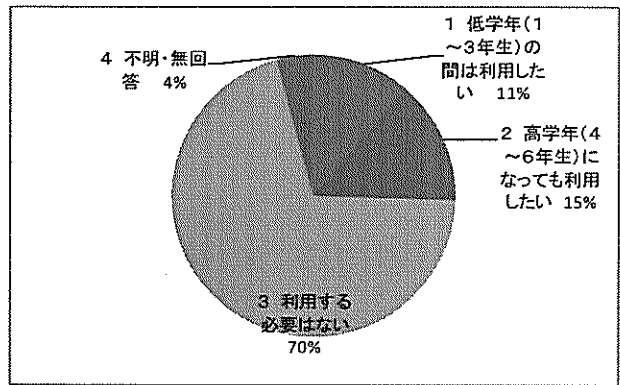
問4-③ 小学校高学年の放課後の過ごし方（放課後児童クラブ） 利用希望学年

1	4年生	82
2	5年生	38
3	6年生	151
4	わからない	43
5	不明・無回答	0



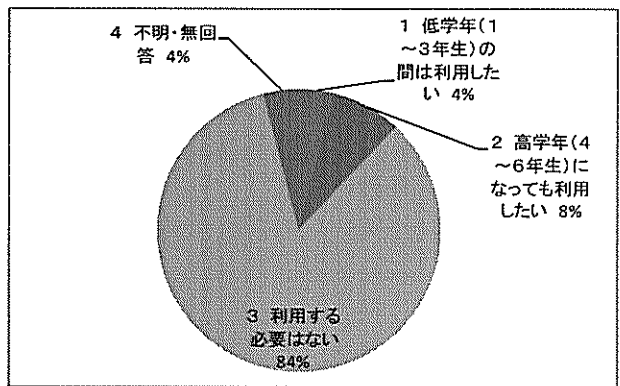
問5-① 土曜日利用希望

1	低学年（1～3年生）の間は利用したい	58
2	高学年（4～6年生）になっても利用したい	74
3	利用する必要はない	364
4	不明・無回答	22



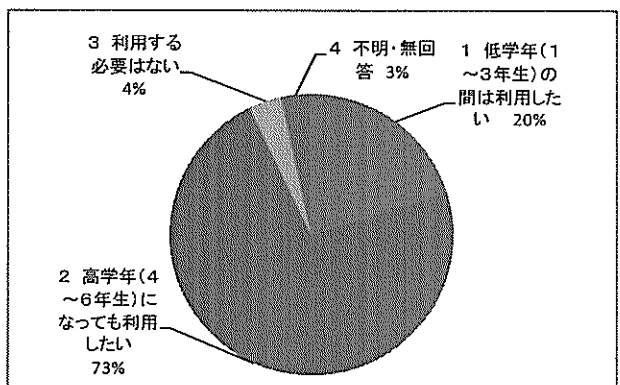
問5-② 日曜日・祝日利用希望

1	低学年（1～3年生）の間は利用したい	21
2	高学年（4～6年生）になっても利用したい	41
3	利用する必要はない	435
4	不明・無回答	21



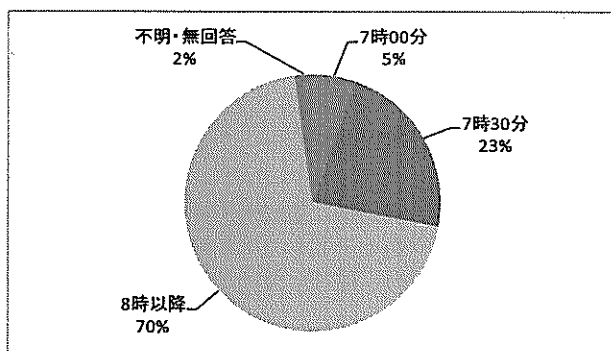
問6-① 長期の休暇期間中の利用希望

1	低学年（1～3年生）の間は利用したい	105
2	高学年（4～6年生）になっても利用したい	376
3	利用する必要はない	19
4	不明・無回答	18



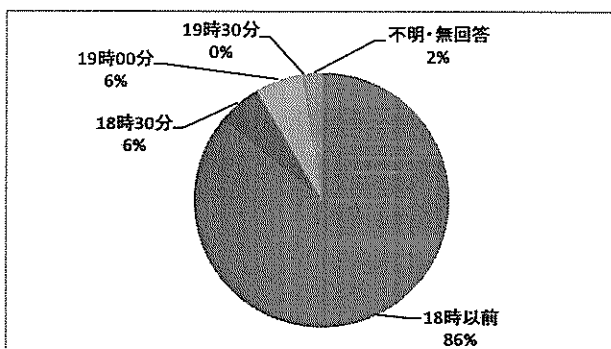
問6-② 長期の休暇期間中の利用希望 利用したい時間帯【時から】

1	7時00分	26
2	7時30分	109
3	8時以降	335
4	不明・無回答	11



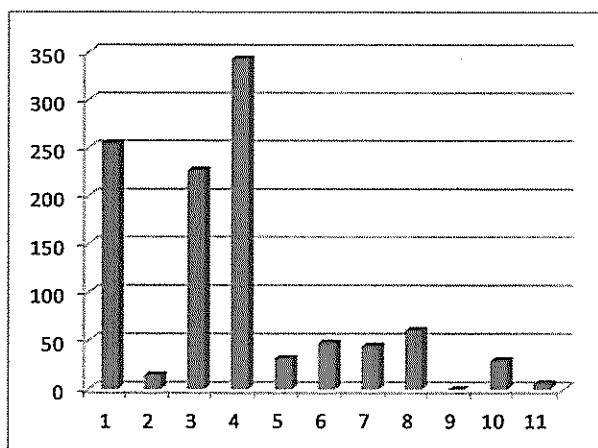
問6-③ 長期の休暇期間中の利用希望 利用したい時間帯【時まで】

1	18時以前	413
2	18時30分	27
3	19時00分	29
4	19時30分	1
5	不明・無回答	11



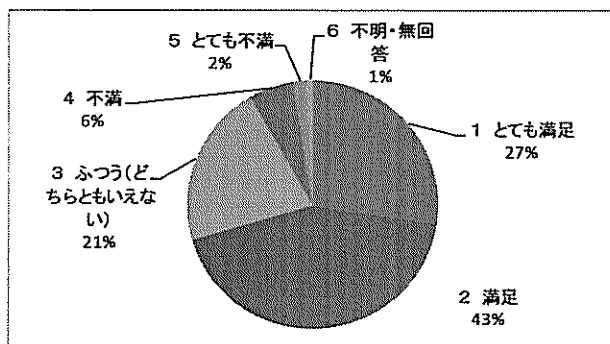
問7 今後の利用希望【3つ以内】

1	夏休み・冬休みなどの長期休暇中の朝方の開始時刻を早く（前延長）してほしい	255
2	土曜日の朝方の開始時刻を早く（前延長）してほしい	15
3	夕方の終了時刻を遅く（延長）してほしい	227
4	利用できる学年を小学校高学年（4～6年生）まで延長してほしい	343
5	日曜日・祝日も開所してほしい	32
6	放課後児童クラブ専用の施設を整備してほしい	48
7	指導内容（遊び、しつけなど）を工夫してほしい	45
8	現状のままでよい	61
9	特に関心がない	0
10	その他	30
11	不明・無回答	6



問8 全体的な満足度

1	とても満足	142
2	満足	223
3	ふつう（どちらともいえない）	110
4	不満	30
5	とても不満	9
6	不明・無回答	4



第6節 用語解説

あ行

育成医療給付

障害者総合支援法に基づき、身体に障害のある子どもまたはそのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患がある子ども（18歳未満）で、確実な治療効果が期待できる方が、指定医療機関において医療を受ける場合に給付が受けられる制度。

延長保育

就労形態の多様化、通勤時間の増加等に対応するため保育所の開設時間を延長し保育する事業。

親子通園事業

親子の触れ合いによる運動遊び、学習をとおして発達の遅れや偏りに対して軽減をはかり、保護者の相談に応じる事業。

おやこんぼ事業

静岡県私立幼稚園振興協会が主導する、地域子育て支援事業で、親と子の絆を大切にする活動を各園単位で行う。

か行

学校サポーターズクラブ事業

学校を支援するため、学校が必要とする活動について地域の人々をボランティアとして派遣する事業。家庭・地域・学校等が一体となって地域ぐるみで教育に取り組む体制の構築を目的としている。

キャリア教育

人が一生の間に家庭や地域、学校における様々な役割を行いながら自分らしい生き方ができるよう促す教育。

合計特殊出生率

一人の女性が一生の間に何人子どもを生むかを示すときに使われる出生率で、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した数値です。この数値が、おおむね2.08を下回ると、将来、人口が減少するとされている。

交通バリアフリー事業

「交通バリアフリー法」に基づき、駅などの旅客施設を中心とした地区について、旅客施設、駅前広場、周辺の主な道路等のバリアフリー化を重点的・一体的に推進する事業を示す。

子育てサロン

子育て中の親同士がふれあい、仲間づくりを行うなかで、子育てを楽しみ、子育ての悩みを相談しあうとともに、子ども同士がふれあう場所をつくることを目的としている。

市内にある各地区社会福祉協議会（地区社協）を中心に実施されている。

こども医療費助成事業

子どもの疾病を早期に発見し、適切な治療をもって疾病の慢性化予防を促進するとともに、保護者の経済的負担の軽減を図るため、中学校3年生までの子どもを対象に医療費の助成を行う。

さ行

産後うつ病スクリーニング

出産後1～2週間しても、まだマタニティブルーが続いたり、不安感やイライラ感が強かったり、突然激しい動悸や息苦しさが現れたりするなどの症状があると産後うつ病の可能性があります。

その判断としての選別検査をスクリーニングと言い、その中ではエジンバラ産後うつ病質問票(Edinburgh Postnatal Depression Scale: EPDS)が国際的には最もよく知られており、わが国でも日本語版が作成され、全国で使用されている。

しずおか子育て優待カード事業

18歳未満の子どもを同伴した保護者または妊娠中の方が、優待カードを、県内すべての協賛ステッカーを掲げる協賛店舗・協賛施設で提示すると、店舗・施設ごとに決められた特典を受けることができる事業。

自然動態

一定期間における出生・死亡に伴う人口の動き。

社会動態

転入・転出に伴う人口の動き。

巡回支援専門員

発達障害等に関する知識を有する専門員。

放課後等デイサービス

障害のある学齢期の子どもが、学校の授業終了後や学校休業日に通う療育機能・居場所機能を備えたサービス。

人口動態

自然動態と社会動態を合わせた人口の動き。

心理判定員

児童・保護者等の相談支援の中で心理判定等の業務に従事する者。

スクールサポーター

少年非行情勢の深刻化とともに、学校内における児童・生徒の問題行動が増加し、学校等において対応できる域をはるかに超えたものが少なくないことから、学校等との連携を強化するなど各種の取組の一環として、学校における生徒指導等の支援を任務としている。

青少年問題協議会

青少年の指導育成保護及び矯正に関する総合的施策について、必要な事項の調査審議を行うこと及び関係行政機関相互の連絡調整を図っている。

青少年健全育成推進会議

『地域の子は地域で守り育てる』という視点から、自治会・学校・関係団体等が協力し、各中学校区における健全育成推進会議において、地区の実情に即した青少年の健全育成事業を実施している。

総合型地域スポーツクラブ

地域において、子どもからお年寄りまで様々なスポーツを愛好する人々が参加する地域スポーツクラブで、生涯スポーツを実現する上で大きな役割を担う。

た行

待機児童

保育園入園申し込みが市に提出され、かつ、入園要件に該当しているものであって、現に保育園に入園していない子どもを示します。

男女共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が保障され、この結果、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、責任を担うこと。

地域子育てサポーター

放課後児童クラブの基本理念である「地域の子は地域で育てる」に即して、自然体験学習や食育などの地域の特色を活かした活動や季節行事の補助などを行う登録制の児童クラブ活動の補助者。

地域子育て支援センター

市町村が保育所などを指定し、子育て家庭に対する育児不安等についての指導、子育てサークル等への支援などを通して、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う。

出前講座

市民の方が日頃集う集会等に、市職員等が出向いて、地域で希望するテーマについて講義・説明し、また、意見交換等を行うことにより、市民の学習機会の拡大と市政への理解に役立てる趣旨のもの。

特別支援教育

障害があるまたは発達に課題がある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点にたち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善もしくは克服するため、適切な指導及び、必要な支援をおこなうもの。

な行

ネグレクト（養育放棄）

子どもに対する適切な養育を親が放棄すること。例えば、子どもに食事を与えない、子どもが泣いていても無視する、病気なのに治療を受けさせない、いつも強くしかって子どもの情緒を不安定にさせるなどの行為のことで、これによって、子どもの精神的な発達が阻害され、人格形成に悪影響を与えるといわれている。

は行

ピア・サポート活動

子どものコミュニケーション能力や、思いやりの心を育むことを目的とした生徒自身が自発的に行う活動。ボランティア清掃から友達への声かけといったさりげないものまで、「人のためになる、仲間を助ける活動」のことを指す。藤枝市では市内全校で「思いやりあふれる学校」を目指して、ピア・サポート活動に取り組んでいる。

ファミリー・サポート・センター

保護者であってその乳児、幼児等の保育に関する援助を受けることを希望する人とその援助を行うことを希望する人との連絡及び調整を行い、援助希望者の講習その他の必要な援助を行うものです。

藤枝おやこ館運営協議会

カウンセラーや保育士などの有資格者、民生委員、子育てに関する活動経験者などで構成される市民団体で、子育てする親や子どもたちが自由に遊べる場の提供や子育て中の親が子育ての悩みを気軽に相談できるなど子育て支援事業を行う団体。

藤枝市健康づくり食生活推進協議会

栄養のバランスのとれた食生活のあり方を普及するための活動を行う食生活改善推進員をまとめる組織を示す。

ふじえだ教師塾

教職に就きたいという希望をもっている人に、教職の素晴らしさや大切さを伝え、教職への誇りと気概

を育てるために行っている講義や演習。教職を目指している大学生や臨時講師、社会人を対象にしているコースと2年目、3年目の若手教員を育成するコース、30代前後で藤枝市に初めて勤務する教員が「ふじえだの教育」を学ぶコースがある。

藤枝市就学支援委員会

障害があるまたは発達に課題をもつ幼児及び児童生徒の障害の種類や程度に応じて適正な就学に関する指導及び支援を行うために藤枝市教育委員会が設置する組織。

ふじえだマナー

藤枝市教育振興基本計画の基本理念『笑顔あふれる教育』のもと、子ども達が「当たり前」のことが当たり前でできることとして身につけたい、『人を思いやる心から自然に現れる言動』のこと。平成25年度には未就学児の保護者を対象とした『えだっ子の一步』を作成。今後は小学生向け、中学生向けを作成し、浸透を図る。

藤枝市要保護児童対策地域協議会

児童福祉法第25条の2の第1項により、要保護児童やDV被害者に対し、早期発見や適切な支援を図ることを目的として設置している協議会。自治会、民生委員児童委員協議会、保育園、幼稚園、学校、警察、行政などの関係機関の連携強化を図っている。

並行通園事業

市内に住んで幼稚園、保育園に通園している児童を対象とし、全体的な発達を促すとともに、小集団において指示に従って課題達成する力をつける療育の場。保護者は児童への関わり方を学び、家庭生活に力をもつ場とし、保護者の相談に応じる。

放課後子ども教室

地区交流センターや小学校施設等を会場として、地域の多様な方々の参画を得て、子どもたちとともに学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みを実施する事業。

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

小学校に就学している子どもであって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない場合に、授業の終了後に児童厚生施設等（専用施設、学校の余裕教室など）を利用して、指導員を配置し、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。

ま行

未熟児養育医療給付

未熟児は、疾病にかかりやすい等の理由により、出生後、すみやかに適切な処置を講ずることが必要であることから、養育のため指定養育医療機関に入院することを必要とする未熟児に対して、その養育に必要な医療の給付を行う。

や行

幼保小中連携

保育所・幼稚園から小学校以降の生活が円滑に進むよう各々の時期の発達の特性や必要な支援について共通理解をし、適切な移行支援に向けて連携していくこと。

ら

理学療法士

ケガや病気などで身体に障害のある人や障害の発生が予測される人に対して、基本動作能力の回復や維持、および障害の悪化の予防を目的に、運動療法や物理療法などを用いて、自立した日常生活が送れるよう支援する医学的リハビリテーションの専門職。

療育

障害児や発達に課題のある子どもが、社会的自立生活に向けて、身体面・精神面等の機能を高めるべく、かつ社会的自立生活に向けて、医療的配慮のもとで育成されること。

わ行

ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳され、働き方の見直しなどにより、多様な選択が可能な社会をつくり、働く方一人ひとりが意欲を持って、働きながら豊かさを実感して暮らせるようになること。

ふじえだ子ども・子育てスマイルプラン21
(藤枝市子ども・子育て支援事業計画)

発 行 : 藤枝市

編 集 : 藤枝市健康福祉部児童課

〒426-8722

藤枝市岡出山一丁目11番1号

TEL 054-643-3111(代表)

FAX 054-643-3260

E-mail jido@city.fujieda.shizuoka.jp

ホームページアドレス

[http:// www.city.fujieda.shizuoka.jp](http://www.city.fujieda.shizuoka.jp)

発行年月 : 平成27年3月
